

第6章 箕瀬町三丁目自治会における公民館活動について

本章では、箕瀬町三丁目自治会における公民館活動の調査結果について論じる。本章は、具体的に次のような構成を取っている。(1) 箕瀬町三丁目自治会の概要、(2) 橋南公民館の組織体制、(3) 箕瀬町三丁目自治会における事業の内容、(4) 箕瀬町三丁目自治会と地域団体との関係、(5) 箕瀬町三丁目自治会における自治活動の特徴と課題、である。本章では、以上の5点から箕瀬町三丁目自治会における公民館活動を概観する。

第1節 箕瀬町三丁目自治会の概要

箕瀬町三丁目自治会は、飯田市橋南地区の41ある自治会の1つである。そこでまず、橋南地区の概要を簡単に見ていく。橋南地区は、人口3,006人(男性:1,384人、女性:1,622人)、世帯数1,296世帯、41の自治会から構成されている。高齢化率は、飯田市20地区中6番目に高い36.6%である。そのため、橋南地区では、地区全体の課題点として、少子高齢化と中心市街地の衰退という2つの大きな課題を抱えている¹⁰²。

少子高齢化の問題については、前記の高齢化率が36.6%に加え、地区内小学校のクラス編成が4年生を除き1クラス編成になったこと(小学生全体で172名)や、2016(平成28)年度には小学生全体が137名になる見込みという形で顕れている。他方、中心市街地の衰退の問題については、高度経済成長時代に商店主が郊外へ住居を移転したという衰退の原因や、空き店舗・空き家の増加及びそれに伴う商店主の後継者不足(活気がない)、運営困難な自治会(まちづくり委員会への役員選出が困難等)の存在、婦人会・高齢者クラブの減少が指摘されている¹⁰³。

橋南地区は、本館としての橋南公民館は存在するが、いわゆる分館が存在しない地区で

ある。しかし、橋南地区には41の自治会が存在し、それぞれが独自の活動を展開しているために、〈自治会=分館〉というイメージで捉えることができると思われる。

そのなかで本稿では、自治活動が盛んに行われている箕瀬町三丁目自治会に焦点を当て、そこでの公民館活動について記述する。

さて、その箕瀬町三丁目自治会の概要であるが、箕瀬町三丁目は、人口125名、43世帯から構成され、高齢化率は39.2%である。箕瀬町三丁目の基礎単位は、「世帯」(43世帯)⇒「隣組」(9組合)⇒「自治会」(箕瀬町三丁目)、となっている¹⁰⁴。

第2節 橋南公民館の組織体制

本節では、箕瀬町三丁目自治会における公民館活動の位置づけを明確にするために、橋南公民館の組織体制を概観する。その際に、本節では、歴史的経緯と委員会の構成に焦点を当てる。

1 歴史的経緯

橋南公民館はその誕生から1967(昭和42)年まで、飯田市中央公民館の橋南分館として活動をしており、1968(昭和43)年から「飯田市橋南公民館」として独立している。その当時は館長、副館長(主事)共に地域の住民が担っていたとされる。2007(平成19)年4月、「まちづくり委員会」の発足に伴い、橋南公民館は、「まちづくり委員会」の5委員会の1つである「公民館・育成委員会」に組み込まれることになった(図表48)。前記のように、橋南公民館は、1968(昭和43)年の独立から現在に至るまで、地区内に分館は存在していない。なお、「まちづくり委員会」の事務所は公民館に併設されている¹⁰⁵。

この「まちづくり委員会」の事務所に関して、事務所を公民館に併設することに当初反対していた、元箕瀬町三丁目自治会長であり、現橋南公民館館長である加藤尚弘氏は、次の

¹⁰² 箕瀬町三丁目自治会提供資料「橋南まちづくり委員会と橋南公民館について」p.1.

¹⁰³ 同上。

¹⁰⁴ 同上, p.5.

¹⁰⁵ 橋南公民館提供資料「橋南地区における地域活動」p.1.

ように述べている¹⁰⁶。

かえって私としては、ああ、ここへ入ってよかったな、公民館の中へまちづくり事務所を作ってよかったな、と。と言いますのは、公民館というのは、非常に市民との接触が多いところなんですよね。一番時間を持て余している年寄りの方が一番みえるんですよ。そして、お子さんもみえると。そのような形でありまして、あそこへ半日ぐらい座っていると、いろいろな人がみえて、いろいろな話を聞けるわけです。ああ、こんなこと今あれか、こんなことに悩んでいるとか、まちづくりをこういう風にやっていかなきゃいかんか、とか。取り組みだとか、いろいろ考えながらできる。それが非常に大きいもんですから。前の館長と私と打ち合わせをやった時には、橋南公民館が橋南地区の情報の発信基地になろうと。そういうことで、時代を先取りした活動をやっているか、いかにやだめじゃないか、ということで、いろいろな取り組みだてなんだって、みんな相談しながらやっていこうと。公民館の悩みはまちづくりが受け止めて、まちづくりの悩みはまた公民館が受け止めようと。
(下線部引用者)

2 委員会と役員の構成

ここでは、まず橋南公民館における委員会の構成に関して概観する。委員会の構成は、「まちづくり委員会」発足以前は文化委員会、体育委員会、広報委員会の3委員会であったが、広報委員会が「まちづくり委員会」発足と共に、まちづくり委員会広報に移行し廃止した関係で、「まちづくり委員会」発足以後は、文化委員会と体育委員会の2委員会となっている¹⁰⁷。

次に役員数であるが、「まちづくり委員会」発足以前は、文化委員会(10)、体育委員会(19)、広報委員会(7)、公民館係(14)の計50名であり、具体的には、各自治会から1名+館長

推薦9名、公民館係は専門委員ではない公民館役員という構成をとっていた。他方、「まちづくり委員会」発足以後の現在は、文化委員会(8)、体育委員会(14)の計22名であり、各ブロックから1名+特別枠4名という構成となっている(括弧内は役員数を示す)¹⁰⁸。

第3節 箕瀬町三丁目自治会の活動

箕瀬町三丁目自治会の活動の特徴は、〈図表53〉のように(網掛けになっているものが箕瀬町三丁目自治会の独自の事業)、その多彩さにあると言える。

事業計画として掲げられた「公会堂の取扱い及び決定」「独居老人との触れ合い」「自治会活動の活性化」「子供との触れ合い強化」は、「地域的な共同活動」を志向する箕瀬町三丁目自治会の積極的な取り組みを象徴している。例えば、「地域的な共同活動」として以下のような例が挙げられている¹⁰⁹。

- 「家族・世帯」…青壮年会(愛宕神社秋季祭典、豆まき)、みさわ会(若妻会)・婦人会(敬老者訪問)、羽団扇会一高齢者クラブ(天神様祭典)
- 「隣組」…回覧板の回付、集会所の清掃、伝統的祭祀(お地藏様、秋葉山代参、津島様、愛宕神社祭典町内飾り付け)、自治会費の集金、災害時の安否確認
- 「自治会」…総会、役員会、新年挨拶会、環境美化及び整備(河川清掃、四季の広場清掃、愛宕神社清掃)、生活安全、防火祈祷祭、防災、運動会、福利厚生、橋南まちづくり委員会役員

また、箕瀬町三丁目自治会では、自治会活動強化策として、①隣組の強化(互助)、②子どもとのふれあい強化、③老人宅のふれあい、が取り組まれている。具体的には以下の通りである¹¹⁰。

¹⁰⁶ 聞き取り調査による(2011年6月25日(土)9:30~11:30、於:箕瀬町三丁目集会所)。

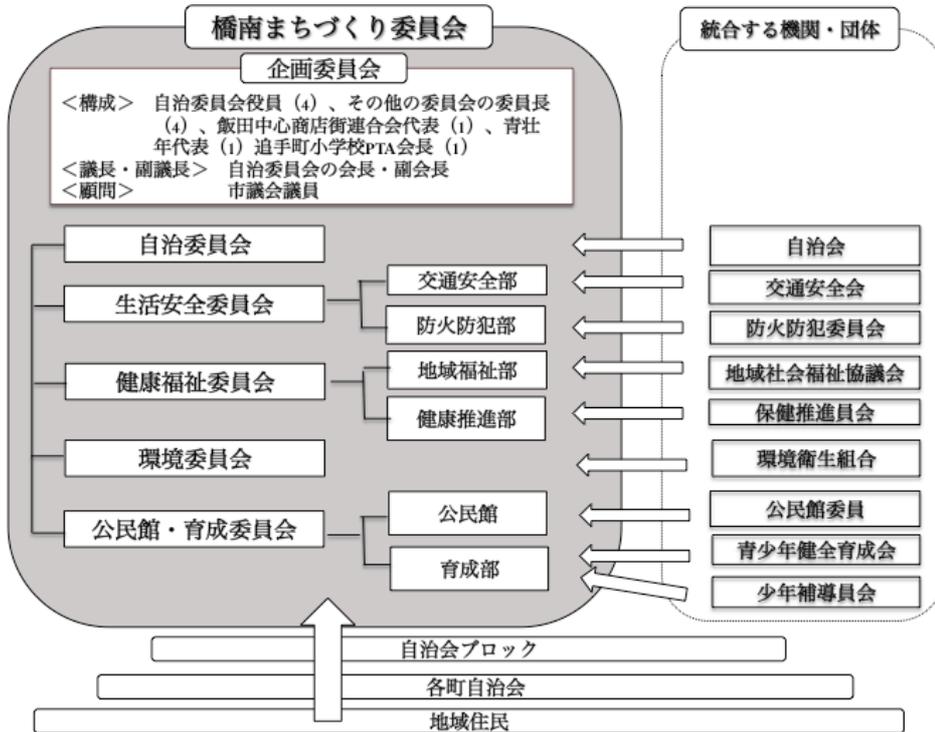
¹⁰⁷ 橋南公民館提供資料「橋南地区における地域活動」p.1。

¹⁰⁸ 同上。

¹⁰⁹ 橋南公民館提供資料「橋南まちづくり委員会と橋南公民館について」p.5。

¹¹⁰ 同上。

〈図表 48〉 橋南まちづくり委員会



出典：橋南公民館提供資料「橋南地区地域自治組織」を簡略化し作成。

〈図表 49〉 2011（平成 23）年度 箕瀬町三丁目自治会事業計画

月	自治会行事	当 番			町内 清掃	リサイクルス テーション
		大当番	公会堂	お地藏様		
4	定期総会 4月3日	7組	7組	2組	9日	
	愛宕稲荷神社春季祭典 4月9日	8組				
	引継ぎ役員会・新役員会 4月10日					
5	環境美化運動（ゴミ0運動の日）		6組	3組	7日	14日
6	三役会議		4組	4組	4日	
	四季の広場清掃（あずまやから下段）					
7	津島様祭典 14日～15日	9組	3組	6組	3日	9日
	河川清掃					
8	愛宕稲荷神社秋季祭典詰所開 青壮年会		2組	7組		
9	愛宕稲荷神社秋季祭典 9月3日	1組	1組	8組	4日	10日
	防災避難訓練					
	橋南連合大運動会2・3丁目打合わせ会（3丁目当番）					
10	橋南連合大運動会2・3丁目打合わせ会（3丁目当番）		9組	9組		
	橋南連合大運動会、秋葉神社代参（7組）、四季の広場清掃（あずまやより上段）					
11	環境美化運動（ゴミ0運動の日）		8組	1組	5日	12日
12	三役会議		7組	2組	3日	
	役員会、公会堂注連飾り（三段） 12月28日					
1	新年挨拶会 1日		6組	3組	7日	14日
	防火祈願祭（代参組）	2組				
2	三役会議		4組	4組	4日	
	総役員会、事業所扱い自治会費納入					
3	会計監査		3組	6組	3日	10日
	役員会					
	天神様祭典（羽団扇会）					

出典：橋南公民館提供資料「平成 23 年度箕瀬町三丁目自治会事業計画」を簡略化し転載。

- ①隣組の強化（互助）…回覧板の回付及び行政からの配布物（各戸）の配布、防火組織の安否確認（組長）、自治会費の集金（原則2ヶ月に1回）、環境美化の協力
- ②子どもとのふれあい強化…愛宕稲荷神社秋季祭典の縁日、豆まき、挨拶運動、新年挨拶会（1月1日の歌伴奏）
- ③老人宅のふれあい…雪かき実施、災害時の救出（防災台帳整備、防災マップ作成）、敬老の日訪問、豆まき、愛宕稲荷神社秋季祭典の縁日

さらに、前記の「地域的な共同活動」や「自治会活動強化策」の他に、その他の活動として、①愛宕稲荷神社…桜・モミジ・竹藪のライトアップ、2年参りの灯明飾り、②災害発生時の集会所開放（橋南地区へ普及を図る）を挙げることができる¹¹¹。

こうした箕瀬町三丁目自治会における公民館活動について、お話を伺った公民館委員である今村光利氏は次のように述べている¹¹²。

公民館の行事だとか、まちづくりの事業というのは、全部手段なんですよ。私が公民館へ行ってまず言われたのは、公民館活動は全部手段。目的は別にある。なので、どんな事業やるとかそういうのも全部手段だから、事業をやるためにみんなが集まる必要はない。事業をやるために集まっているんじゃない、何をやったら目的が達成できるか。要は、その手段としての事業をやっているだけなんです、事業はいくらでも変えていける。ただ、無くしましょうという方向だけはやめようと。（中略）決して減らす方向を考えない。予算立ててもすべてそうになっています。事業をやるのが目的ではない。その事業に何人集めるとかっていうのも目的じゃない。目的は何か別のところであって、それで、その手段としてその事業を行う。うちの町内の場合に

は、目的はすべて酒なんです。終わった後に一杯飲めればそれで良いという、その安堵感で。その安堵感で、また次のことを考えられる。まず、そこからスタートで良いんじゃないかと。（下線部引用者）

第4節 箕瀬町三丁目自治会と地域団体との関係

「地域的な共同活動」や「自治体活動強化策」等を打ち出し、公民館活動が盛んである箕瀬町三丁目には、主に、①青壮年会、②「みさわ会」（若妻会）・婦人会、③「羽団扇会」（高齢者クラブ）、④PTA、の四つの地域団体が存在する¹¹³。

①青壮年会（概ね60歳以前の男性で構成）は、「祭り」をはじめとする町内活動の担い手である。その特徴は、「話し合いは酒の席→挑戦する→楽しむ→酒の席、盛り上がる→話は酒の席→…」、さらに「2年毎に役員交代（会長・副会長・会計）、全員が役員経験者、全員で役員をサポート、“挑戦+楽しむ”という風土」という二つに集約される¹¹⁴。

②「みさわ会」（若妻会）・婦人は、親睦、懇親的な性格が強い活動をしている。

③「羽団扇会」（高齢者クラブ：概ね65歳前後の高齢者によって構成）は、親睦等に加えてボランティア活動も行う場合もあるとされる。

④PTAは、児童の保護者ならびに教師によって構成され、地域と学校とをつなぐ役割を果たしている。

第5節 箕瀬町三丁目自治会における自治活動の特徴と課題

箕瀬町三丁目自治会における自治活動の特徴は、次の三点に集約できる。

それは第一に、「祭り」を中心とする活動が盛んであること。例えば、前記の事業内容からも窺えるように、節分行事、秋葉神社代

¹¹¹ 同上。

¹¹² 聞き取り調査による。

¹¹³ 橋南公民館提供資料「橋南地区における地域活動」p.1. 聞き取り調査による。

¹¹⁴ 橋南公民館提供資料「橋南まちづくり委員会と橋南公民館について」pp.8-13. 聞き取り調査による。

参、愛宕神社秋季祭典、天神様祭典、お地蔵様、といった伝統的祭祀に関する行事が盛んであると言える。

第二に、「防火防犯」を意識した活動が盛んであること。前記の自治会活動強化策において、「隣組の強化（互助）」や「老人宅のふれあい」が掲げられていることからわかるとおり、箕瀬町三丁目自治会においては「防火防犯」を意識した活動が行われている。「隣組」という防災組織の積極的な活用の模索や、防災台帳の整備、防災マップの作成はその特徴をよく物語っていると言える。

第三に、青壮年会の存在。第一と第二の特徴である「祭り」や「防火防犯」活動が、主に青壮年会によって担われていることに鑑みると、青壮年会の存在が、箕瀬町三丁目自治会における自治活動の核となっていると言える。青壮年会の特徴である、「話し合いは酒の席→挑戦する→楽しむ→酒の席、盛り上がる→話は酒の席→…」、「2年毎に役員交代（会長・副会長・会計）、全員が役員経験者、全員で役員をサポート、“挑戦+楽しむ”という風土」といった点は、青壮年会自体を盛り立てるだけでなく、家族・隣組・地域等を「祭り」や「防火防犯」活動をとおして縦横に媒介させる役割の一翼を担っていると考えられる。

次の公民館委員である今村光利氏のお話は、以上の三つの特徴を象徴しているように思われる¹¹⁵。

祭りというのも、宗教的な考え方を持っていないですよ。どちらかというと、防災とか。要は、災害の復興のときに必ず祭りって興っているんで。結局、この祭りを中心に結束すると。常に酒を飲んだりいろいろするのも、結束なんですよ。目的は結束。それで、結束することで、いざ何かが起こった時に、みんなが結束して何かできるわけです。（中略）うちの町内はよく祭りの準備に1か月ぐらいかけて、毎晩ここで飲んでるんですけど。そんな時によく話をするのが、神輿を担ぐなり、小屋を建てるなりっていうのは、災害の

復興なんですよ。（中略）そういうのは、全部祭りの中に、防災とか復興の要素がいろいろあるんで。それで地域をよく知ってるっていう。夜回りもそうですけど、（中略）お祭りの中にある要素っていうのは、全部、町内のためというか、防災のためだと。だから、宗教的な、その信仰とかじゃなくて、行事をそれに向けて変革させていくと。本来、どういう意味でやっていたのかということを考えながら、変革をすると。これは結束するのに意味がないとか、これは単なる迷信だけだ、ということだったら、結束させるためにはどうしたらいいとか。そういうのを子どもたちに伝えるためにはどうしたらいいかっていうのを、だいたい飲みながら考えてます。（下線部引用者）

地域の人々の「結束」のための「祭り」や「防火防犯」という言葉は、これからの公民館活動を考えていく際に、非常に示唆に富んだものである。

以上のように、箕瀬町三丁目自治会における自治活動は、「祭り」「防火防犯」を核としながら、「地域」に住みそこに関わる人々の「結束」を志向しつつ、常に地域住民の自主的な活動を通して、「地域」の原点やコミュニティのアイデンティティを問い直す活動を展開していると言えるだろう。

最後に、以上を踏まえて課題を述べる。前記のように、箕瀬町三丁目自治会がある橋南地区は、少子高齢化や中心市街地の衰退の問題に直面している。この問題は、公民館活動のみならず、地域全体を支える基盤の弱体化や衰退を意味する。それゆえ、箕瀬町三丁目自治会も例外なく、今後は自治活動の担い手をいかに調達し育成するののかという問題とこれまで以上に向き合わざるを得ない。その際に重要となるのが、女性と自治会との関係であると思われる。

前記のように、箕瀬町三丁目自治会における自治活動は青壮年会の核として展開しているが、こうした自治活動は、女性の目にはどのように映っているのであろうか。今後は、女性の自治会（活動）に対するまなざしを、

¹¹⁵ 聞き取り調査による。

いかに取り入れそれをどのように自治活動として具体化していくかが問われることになると考える。

(古壕典洋)

第7章 飯田市上村下栗地区

第1節 上村下栗地区の概要¹¹⁶

下栗地区は、南アルプスを望む飯田市上村の東面傾斜面にある標高 800m～1,000m の地区である。2009（平成 21）年には「にほんの里 100 選」に選ばれ、景観の美しさ、自然と暮らしの調和がオーストリア・チロル地方に似ていることから、東京学芸大学名誉教授で地理学者の市川健夫氏は下栗を「日本のチロル」と命名した。地区内の農地約 20 ヘクタールのうち遊休農地は約 5 ヘクタールにのぼる。

下栗の歴史は定かではないが、隣接する中根地区で縄文土器が出土していることから、下栗でもこの時期、既に人が生活していたと推測されている。最奥の大野地区には、三浦、久保（敷）などの姓があることから、一部には南アルプスを越えて鎌倉武士が分け入り定住したとも言われている。その後、遠山氏の治めるところとなり、更には幕府直轄領「門村」の一部として経過し、飯田市上村下栗地区として現在に至り、江戸時代後期から人口は増えて、多いときは 300 人を超えた。

2011（平成 23）年 6 月現在、下栗地区全体人口は 109 人、49 戸であり、旧上村が飯田市に合併した 2005（平成 17）年に比べると 2 割近く減った¹¹⁷。

第2節 「下栗里の会」の活動

上述のように、下栗地区における住民たちは、「日本のチロル」とも呼ばれる峻厳な自然環境のなかで、古くから受け継がれてきた原風景、文化、農作物を時代の流れの中で守りながら生活の場としてきた。少子高齢化の波がやってきた折、1999（平成 11）年に上村観光立村としての取り組みのなかで、下栗活性化会議が区会議員、各種団体の代表者によって立ち上げられ、村での下栗の里開発計画に地元として参画した。2002（平成 14）年には、全国で市町村合併の協議が進み、上村でも飯

田市との合併検討が進む中、「高原ロッジ下栗」、下栗農産加工施設「はんば亭」を民間委託する方針が提案された。両施設共に経営は厳しいが、下栗の里の今後のことを考える際、この施設をどのような方向で活用したらよいかという協議をするためには、地域の多くの人々が参画することが必要との方向になり、地域住民に呼びかけ「下栗里の会」が発足した。「下栗里の会」は上村下栗地区において分館的な存在であり、地域における様々な活動に取り組んでいる。

1 「下栗里の会」の目的と主な事業

「下栗里の会」は、下栗地区の発展を期するため、自然と環境を愛護し、地域の生活と歴史文化を継承し、山村たる地形条件を活かし、相互の協働を基本として経済、文化向上の活動を通じ、地域の振興を図り、交流の輪を拡げ未来に向け発展を期することを目的とし、地区の様々な活動を担い取り組んでいる。具体的な事業としては、①地域産業振興に資する商品の企画、立案に関する事、②農畜産、水産、林産物の振興に関する事、③宿泊施設等の管理、運営に関する事項の検討、④各種イベントの企画、実施等に関する事、⑤地域の就業機会の拡大、高齢者雇用開発に関する事、⑥地域文化の伝承、振興等に関する事などである¹¹⁸。

2 「下栗里の会」の組織体制

「下栗里の会」の第一回の総会は 2003（平成 15）年 6 月 30 日に開催され、当時の会員は 39 名、28 戸の参加であった。2011（平成 23）年 1 月現在の会員は 30 名、23 戸である。「下栗里の会」の組織体制としては、経営研究部会、特産部会、交流部会、文化環境部会の 4 部会を置いている。会員は 4 部会のいずれかに入り活動することと、役員会は会長、副会長、書記、会計、各部会の正副部会長、「高原ロッジ下栗」管理者、「はんば亭」代表者などにより構成される。

¹¹⁶ http://www.shinshu-liveon.jp/www/topics/node_186754
(2012 年 5 月 15 日現在最終アクセス)

¹¹⁷ 飯田市上村下栗地区公民館資料 (2011 年 6 月提供) 参照。

¹¹⁸ 飯田市上村下栗地区公民館 平成 23 年度総会資料 下栗活性化組織「下栗里の会」参照。

3 「下栗里の会」の財源

「下栗里の会」の主な財源は、中山間交付金(3万円)、地域づくり事業県補助金、ライブツアー補助金(92万円)、事業収入(3.6万円程度)、その他の諸収入例えば、会費(1千円×30人)、雑入(下栗四季の歳時記売上、預金利息など33万円程度)などである。

4 「下栗里の会」役員を選出

「下栗里の会」の会員たる資格を有する者は、下栗地区に住所を有する者等で事業の趣旨に賛同する者とし、加入する際に加入申込書を提出しなければならない。

5 「下栗里の会」事業活動

「下栗里の会」は発足してから長い間において、一人ひとりが楽しみながら、会の運営ができるよう会員の発想と実行、視野を広める研修、視察も行い、会を通じて地域の元気づくりの活動を進めている。例えば、2011(平成23)年度を、活動の大きな節目と捉え、会員の増員(各戸1名以上)の取り組みと、部会の構成についても検討を進め、他の団体とも協力しながら、よりすばらしい地域の輪を広めていくことを目的として、事業計画を展開している。「下栗里の会」の4部会の事業内

容と活動例は、〈図表50〉のとおりである。

役員は、会長並びに副会長、書記、会計各1名とし、部会より選出された部会長、副部会長をもって構成する。会長、副会長、書記、会計各1名は総会において選出する。役員任期は2年とし再任は妨げない。

また、「下栗里の会」には監事を2名おき、そのうち1名は総会において選出し、もう1名は役員会の互選によって選出することとする。監事の仕事は、会の事業、会計について監査することであり、任期が2年とし、役員会において選出された1名の監事にあってその任期とする。

6 下栗の1年

下栗案内人の会は、下栗の自然、人々の暮らし、生業(なりわい)、食、霜月祭りなど、楽しく丁寧に案内することに取り組んでいる。ソバの栽培が始まるのは特産のジャガイモ「下栗いも」の収穫を終えた7月下旬頃からである。参加者は7月上旬から除草や土作りを始め、9月下旬頃にソバを収穫する。同自治会が畑や在来ソバの種を提供している。畑は勾配がきつく、耕運機が使えない為、各自が農具を持参して作業に励んでいる。

(満都拉)

〈図表50〉「下栗里の会」の4部会の事業内容一覧

組織体制	担当事業の内容	発足以来の事業活動例
経営研究部会	「高原のロッジ下栗」、「はんば亭」等の施設の経営方針、方策及び客の誘致、経費の削減等を研究する。	発足より「ロッジ下栗」、「はんば亭」の経営内容の分析や、民間経営への移行時の経営方針策等についての研究を進めてきた。なお、「はんば亭」については村経営時に従事していた女性たちが、村との委託契約により民間での経営として引き継ぐこととなり、「ロッジ下栗」については、下栗里の会が委託契約により管理人を定め経営することとなった。そのため、2007(平成19)年6月25日をもって廃止となった。
特産部会	地元の農産物がよりよく売れるように、加工等の研究を行うこと、特産物の開発に取り組む。	平成15年に「下栗いもグループ」を発足した。その後、信州大学農学部教授に協力・指導を要請し、現在に至るまで、信州大学と、下栗いもについての共同研究を行っている。
交流部会	地元や村外の人達との交流を促すため、イベント等を考える。	平成17年にパソコンを導入し、里の会の通信発行を図り、地区イベントの計画や広報に取り組んだ。具体的なイベントとしては、南アルプスライブツアー、「下栗の里」写真コンテストと入選作品の展示、「下栗見て歩きマップ」の出版など。
文化環境部会	「日本のチロル」と呼称される景観の保存、霜月祭、かけ踊り等、文化の保存、継承の研究を行う。	平成17年に景観保全事業として、「下栗の里」案内看板11基、ビューポイント看板8基を設置した。また、連続4年間、地域づくり講演会を開き、県立歴史館長や上久堅風土舎会長、愛知県大学大学院長、環境再生医などの講師を招き、講演を行った。

第8章 分館からとらえなおす日常生活の拠点の意味

第1節 生活と文化の拠点としての分館

飯田市の分館活動の制度および活動内容についてはこれまでの章で記述してきたが、本章では、そうした活動の中でも主に文化的な活動に注目しながら、分館における日常的な活動がもつ現代的な意味について若干の考察を加えたい。

これまで明らかにしたとおり、飯田市においては、分館と住民自治活動との連携が密に行われている。組合、区の自治の拠点として、住民に最も身近なレベルでの生活の拠点となっている。青壮年団、サークル、PTA、伝統文化保存会、老人会、消防団等の活動拠点として分館は位置づいている。コミュニティが小さくなればなるほど、一人が様々な団体に所属し、団体間の重なりも強まり、地域住民のつながりも強まる。

分館では、毎月多様な活動が行われている。運動会をはじめとする様々なスポーツ大会は盛り上がりを見せ、地域ごとのまとまりを強くする。文化活動に関しては、伝統芸能は後述のように次世代の地域アイデンティティの育成に寄与しているほか、日々のサークル活動、文化祭を通じた交流などが行われている。例えば県・名古屋地域では、演芸クラブが活動を重ねて2010（平成22）年で20年を迎えた。同地域では江戸末期から昭和20年代頃まで地芝居の伝統が続いていたが（写真1参照）、昭和30年代以降はしばらく途絶えていた。



写真1：1934年7月 名古屋春祭公演「忠臣蔵義士外伝 神崎与五郎東下り／箱根峠茶屋の場」出典：『演の縁 創立20周年記 1991年～2010年全17作ポスターアルバム』名古屋演芸クラブ、2011。

それを、1991（平成3）年になって、戦後演芸活動を行っていた当時60～70代の住民を中心に復活させたのである。白浪五人男や水戸黄門、必殺！仕事人のようなポピュラー演目のほか、2006（平成18）年からは地域を題材にした「名古屋物語」に取り組み（第1話「毛賀沢今昔」2006年、第2話「七呼哀歌」2009年、第3話「^{ふるさと}故郷は今・・・」2010年）、同年には応援団も発足した。2010（平成22）年の第3話では、高齢化や都市と地方の格差など、地域の課題に正面から取り組んだ（写真2）。飯田に暮らす母を東京へ連れて行こうとする息子に、母は「わたしゃ、やっぱり田舎で暮らすよ・・・」と静かに答える。観る人に対して自分自身の課題として考える機会を与える、深みのある内容になっている¹¹⁹。演芸が、地域の歴史をつなぎ、未来を構想する手がかりにもなっているのである。



写真2：2010年8月8日名古屋夏祭公演「^{ふるさと}故郷は今・・・」出典：写真1に同じ。

¹¹⁹ 『創立二十周年記念誌「演の縁」』名古屋演芸クラブ、2011、p.44。



写真 3: イベントに欠かせない地域の料理(上郷・丹保分館)。写真は2011年10月の調査時のもの。以下同。

さらに、分館での活動には地域の料理を欠かすことはできない。写真3は、上郷・丹保分館での文化展の折のおでん作りの様子である。公民館を訪ねる多くの人々に振る舞うのはなかなか大変だが、おでんや漬け物など、心づくしの料理が食卓に並び、文化展の来場者をあたたかく迎える。食は、諸活動を支え、参加者同士の関係を円滑にする。このほか文化展では、食生活改善推進員のグループが、高齢化する地域に必要な情報提供も行う。

飯田の住民にとって分館とは、地域の生活や文化のまとまりと重ね合わせて考えることができるちょうどよい規模といえる。市公民館、地区館は、地域のまとまりとしては広すぎるのである。

例えば、毎年秋に各分館で一斉に行われる文化祭では、一年間の出来事が写真で飾られ、地域の歴史が刻まれ、共有される(写真4)。



写真 4: 上郷・下黒田南分館での文化展の写真展示。剥がして持って行ってよい、という工夫が面白い。



写真 5: 上郷・北条分館での文化展に寄せられた盆栽や鉢植え。

また、生花や盆栽は、市公民館や地区館の文化展までは持って行きにくい(写真5)。分館は地域の文化が最も密に集う場所になっている。

伝統芸能の伝承も行われている。県・中平分館では、獅子舞を練習する若者と(写真6)、指導するベテラン(写真7)の交流が行われている。指導は獅子頭の動かし方の細部にわたり、その過程で繊細かつ躍動感溢れる、地域のこだわりが凝縮された舞へと洗練されていく。獅子舞という文化を通して、異世代が交流し、若者が地域への愛着を育み、成長する場所になる。伝統文化等の諸活動を通じて、一度外に出た若者も戻って来たくなり、「ここで生まれてここで死ぬ」(県・下山分館関係者)と胸を張って言える、拠り所としての意味を持っている。



写真 6: 県・中平分館での獅子舞練習風景。



写真 7：写真 6 で獅子舞を練習する若者を、見守る年長者たち。

このほか、上郷地区では合併問題を時間をかけて議論するなど、分館は地域アイデンティティを討議し、形成していく拠点でもある。

このように、住民にとって分館は、地域内諸団体との関係のなかで、活動を通して地域の担い手育成に寄与している。また、新たに市から地区館に配属された若手主事を地域が育てる、という意識が地域の中にはあり、市職員の育成システムにもなりえている。直接意図せずとも、活動を通して結果的に人材育成がなされている点が、飯田の分館活動のすぐれたところであるといえよう。

第 2 節 地域に求められる身近な場所：西東京市の事例から¹²⁰

今回の調査でみてきた活動は、地域自治組織と公民館の関係のように飯田に固有の文脈もある一方で、個別の活動内容をみると、日本各地の公民館で日々日常的に、いわば当たり前になされていることでもある。こうした活動は、当たり前になされているゆえに、これまでとりたてて注目されてもこなかった。また、やや踏み込んだ言い方をすれば、公民館を中心とした戦後日本の社会教育は、地域の伝統的な風習や関係性を、むしろ克服されるべき封建遺制としてネガティブにとらえてきたところもあろう。そして、これらの伝統

¹²⁰ 本節の詳細は萩原建次郎・新藤浩伸「大切にしたい循環型の地域社会を育む公民館的機能 —西東京市の公民館見直し計画をめぐる現状と課題—」『月刊社会教育』2012 年 3 月号を参照。

的な活動とはやや離れた、都市や生活の近代化、あるいは個人および集団の主体性の確立といった論理で展開されてきた部分もあるのではないだろうか。

本調査でみてきたこのような日常的活動がもつ意味は、日々の生活にとって、特に震災以降の社会にとって、大きな価値をもって輝いてくるように思われる。「近代化」ではなく「保守」の論理で、とっては言い過ぎかもしれないが、少なくとも日常生活の拠点としての論理で、公民館は注目をされてよいのではないだろうか。

また、第 2 部でみてきた分館がない地域でも集会所があることで同様の機能を果たしていることが明らかになったように、公民館の制度的な意味だけでなく、実質的な意味にも注目が必要であろう。

自治体再編のなかで、公民館を含めた既存の社会教育行政は全国的には引き続き後退の傾向にある。飯田から少し離れるが、たとえば東京都西東京市においては、2011（平成 23）年 3 月、「公共施設の適正配置に関する基本方針」が公表された。市内公共施設全体の改革を扱ったこの文書のなかで、公民館については市内公民館の市民交流施設への一部転用や統廃合、有料化にむけた検討が盛り込まれている。

2001（平成 13）年の保谷市と田無市の合併以後、西東京では「合併に伴う財政的な支援措置の段階的な縮小、高齢化のさらなる進展に伴う福祉関連経費の増加など、厳しい財政状況が見込まれている。その中で、現在の施設配置状況のまま維持管理コストを負担し続け、さらには老朽化等に対する改修・更新コストも捻出していく事は、市財政にとって極めて大きな負担であり、「もはや公共施設の適正配置」は避けて通れない課題と言わざるを得ない¹²¹」という現状認識がある。そうした状況下で、「改修・更新需要への対応」「量的適正化」「質的適正化」「維持管理コストの適正化」「資金計画」という 5 つの視点から、

¹²¹ 「公共施設の適正配置に関する基本方針」西東京市, 2011, p.1

同方針は策定された。これまでも、合併後の2004（平成16）年に「西東京市公共施設適正配置計画」が策定されているが、今回の方針はさらなる適正配置計画を進めるものであった。そして2011（平成23）年8月、基本方針に基づき「公共施設の適正配置等に関する基本計画（素案）」が公表され、8月23日～9月26日の間にパブリックコメントが募集された。

こうしたなかで、筆者を含めた西東京市公民館運営審議会委員の中の有志メンバーは、要望書「公共施設の適正配置等に関する基本計画（素案）における公民館関連事項についての要望書ー包括的なコスト抑制機能と循環型の社会を育む公民館機能ー」を9月20日付けで市に提出した。以下に、要望書全体の要約的な部分である末尾の箇所を引用する。

公民館が育んできた地域と人、多様なセーフティネットワークと次世代育成機能は、旧保谷市・旧田無市の時代から長きにわたり西東京市が市民と共に育んできた歴史的・文化的資産です。このような資産を一律のコスト削減の掛け声で縮小させたり、失わせたりすることは、市民の生活を大切にしてきた他自治体に誇りうる西東京市の特性を失わせ、行政の資産としても大きな損失を招きます。中長期的には、こうした循環型の地域コミュニティをやせ細らせ、持続可能性を失わせ、孤独死・自殺・ひきこもり・虐待・病気・犯罪・災害による2次災害等の問題表出リスクを増加させることでしょう。もし個別の問題解決型施策で対応すれば、これまでよりも大きな支出を余儀なくされる悪循環を生みます。

震災以後、日常レベルでの人々のつながりが社会生活を豊かにし、それが経済的な豊かさの基盤にもなることが見直されています。社会教育が育んできた人々のつながりは、21世紀における持続可能な社会のあり方として、きわめて先進性をもつものです。行財政改革は必要な側面もありますが、これまでのように短期的なコスト削減による公共サービスの縮減ではなく、人々の暮らしを支える資源に戦略的かつ選択的に投資することで、中長期的なコストを削

減し、社会生活をより豊かにすることが可能となります。このような21世紀型の論理で行財政改革を進めていく先進自治体として、西東京市が歩んでいくことを望みます。

以上のことから、公民館が果たしてきたリスク縮減機能、予防的機能、コスト抑制機能に光を当て、さらなる補強・強化の方向性で見直すこと、行政・地域の持続可能性を高める重要方策として位置づけ直すことを強く要望いたします。

このような要望も含めた様々な市民からの意見に対し、市は2011（平成23）年11月16日、パブリックコメントの内容と返答を公表した。寄せられた意見279件のうち、45件は公民館に関するもので、他の施設よりも圧倒的に多いコメント数であった。

同じく11月には、パブリックコメントをふまえ「公共施設の適正配置等に関する基本計画」が公表された。素案段階から内容に大きな変更はない。しかし、計画の中の「ひばりが丘または谷戸公民館の見直し（市民交流施設への転換）」の項目は、素案と変わらず短期計画（平成25年度まで）と中期計画（平成30年度まで）に記されているが、中期計画の方には「前段の検討の結果により実施の是非を含めて判断」という留保が新たについた。今後の動向については「西東京市公民館をよりよくする会」などの市内団体が見守っているが、現在も計画は進行中である。

公民館かコミュニティセンターか、無料か有料かという議論は、これまでずっとなされてきた。社会教育関係者にとっては、公民館が大切であることは言うまでもないであろう。しかし、公民館という^{キョウ}館を守ることに陥ってはならない。それによって、公民館の外に広がる多様な社会教育活動の可能性を見落としてしまうことにもなりかねないからである。大切なのは、人と地域を育んでいる日常的な活動である。西東京や飯田に限らず、都市における暮らしにとって何がよりよいことなのか、という問題を、公民館に関わる人だけではなく、なるべく多様な住民の参加の

もとに中長期的な視点で考えていく必要がある。

もちろん、これまでと全く変わらない「合理化」というコスト削減の論理のもとに行われる行政改革は、地域と人々の暮らしの崩壊につながることは容易に考えられる。こうした合理化により、地域に最も身近なレベルの住民サービスが著しく簡素化され、力を失っている地域もある。合理化という従来型の行革の論理ではなく、「住民自治」の美名のもとに行政が担うべき環境整備を放棄するのではなく、市民の力を最大限活かす仕組みづくりを積極的に支援する、地域づくりの論理を立てていくことが求められている。

このような状況のなかで飯田に視点を戻すと、飯田市における分館は、地域自治組織との関係をもちながら、日常生活の拠点として見事に機能しているといつてよい。また、第2部でみたように、分館のない場所においても、人が集まる場所があることで地域の自治が保たれている。こうした場所で地域の日常的な活動を行って行く中で、人々のつながりが作られ、それによって地域のまとまりが確かなものになっていく、という筋道は極めて重要であり、私たちはこのことを飯田に学びもう一度確認する必要がある。

第3節 変化する地域における多様な主体の参加可能性

このような飯田の活発な分館活動であるが、刻々と変化する地域の姿に、分館のあり方も対応を求められている部分もある。

第一に、女性の動きである。女性は一般的には分館長などのトップには立たず、「副」という立場でサポートしている点が、飯田の特徴であると同時に、さらなる参加の可能性も有しているように思われる。女性の消防団への参加、NPOへの参加なども近年は見られており、こうした女性の動きに注目したい。

第二に、地域の変化への対応である。調査したなかでは、分館役員の仕事が忙しいため、行事を思い切ってコンパクトに合理化したという分館もみられた。主として自営、農業といった伝統的な産業を想定した分館活動のサ

イクルを、現在の産業構造、経済構造、人々の働き方の変化や、少子高齢化が進む地域にどう対応させていくか。さらには、分館が地域の変化を積極的にしかけていくような場所に、どう今後していくか。分館関係者も日々悩んでおられるところではないだろうか。

第三に、参加しない層への働きかけである。分館が地域の自治活動の拠点となっている一方、組合加入率の低さなど、一部の住民の活動に留まっているという問題もみられる。上述の第二の指摘とも関わるが、独居世帯などは、分館活動が組合自治活動と強固に結びついているがゆえに、そこに加入しにくい現状もある。組合加入促進月間を設けている分館もみられたが(鼎・下山分館)、多様化する生活、労働のあり方にどれだけ分館活動が対応しきれるかが、未来の飯田に問われている。これは前述の西東京も同様であるが、公民館がどれだけ地域にひらかれた場所になりうるかというのは、公民館にとって終わりなき課題である。

第4節 地域に必要な場所とはどんなところか

飯田市における分館は、「住民の生活に一番身近な公民館であり、子どもから高齢者まで日常的な学習や交流の場になっている。分館では、なによりも住民同士のふれあいや交流を大切に、分館独自の事業を主体的に展開しています。また、地区公民館と密接につながり、一体となって公民館の活動を支えています¹²²」と市自身が位置づける通り、まさに生活に密着した、日常最も身近に感じられる場所である。

終章でも述べられている通り、飯田市には、4つの原則として「地域中心」「並列配置」「住民参画」「機関自治」が確立されている。これが現代においても息づいているといえようが、この原則は地区館までのレベルにおいて策定されたものであり、よりミクロなレベルでの

¹²² 飯田市公民館編『平成22年度飯田市公民館活動記録』2011, p.7.

分館に関して述べられたことではない¹²³。地域に最も身近なレベルで人々が集まる拠点である分館には、分館運営の原則とまでは言わないにせよ、分館を成り立たせる固有の論理がある。それを吟味してきたのが本調査であったわけだが、人が暮らし、育っていく日常生活の拠点として飯田市の分館が見事に機能していることの一端が、今回の調査からは明らかになった。

今後は、できることなら分館での活動をする方々にも参加していただきながら、分館で活動する地域の人々の動きをよりつぶさにみていくことが必要である。また、自治会資料や分館報などの地域資料なども分析対象とすることで、地域のミクロな歴史と、日本や世界のマクロな歴史を交差させながら、地域の過去と現在、未来を多様な角度から探究していくことも必要となる。方法はいくつか考えられるが、それらを通じて、分館とは何か、公民館とは何か、という問いを深めて行くこと。さらには、公民館という枠を超えて、地域活動を行っていくために本当に必要な機能、場所としての要件は何か、という問いを深めていくこと。こうしたことが、必要ではないだろうか。分館とは何か、という問いは、私たちが地域で安心して日常生活を送るために、本当に必要な場所とはどんなところか、という問いでもある。

(新藤浩伸)

¹²³ 2011年12月、日本公民館学会研究大会での報告「基層住民組織の変容と公民館の役割：飯田市の公民館・分館活動の調査報告(1)(2)」(牧野篤・李正連・新藤浩伸・荻野亮吾・馬麗華・古壕典洋・歌川光一・満都拉・中村由香)に対する質疑から。同報告は、今回の飯田市分館調査の中間報告でもある。

終章 公民館分館活動と地域社会の 静かなダイナミズム

以上、飯田市公民館分館の活動を、地域を絞って、概観し、その特徴を分析してきた。本報告書を締めくくるにあたって、この分館活動の特徴を、改めて「序章」で示した社会の大きな課題の中に位置づけて考察することで、飯田市の公民館分館活動が示唆するものを拾い上げたいと思う。

第1節 生きるに値する〈社会〉の創造を

住民自治組織の解体と基礎自治体の疲弊化は、過疎地域において顕著であるが、それはまた、人口の流出先である大都市における人口集積地区とも地続きである。住民自治組織の解体は、基本的にはその基礎にあった地域の地縁的な関係が切断され、また崩れていることに起因する。それはまた、過疎化と高齢化という昨今の日本社会で急速に進展している社会構造の変容と無縁ではなく、それが農村や中山間村といわず、都市部においても現象化し、社会問題化しているところに大きな特徴がある。

長引く不況と経済構造の変容により、人々の生活は困窮化しつつある。基本的な経済生活の保障がない中で、人々が自らの居住する地域社会を自治的に治めることは不可能であり、都市部における町内会などの自治組織の解体も著しい。さらに、雇用の喪失や生活の不安定化、地域自治の疲弊による人間関係の切断は、人々とくに勤労者に自らの存在への確信と相互承認関係を喪失させ、さらに自殺者数の高止まりを招いている。

これらの地域社会では、すでに青年団、女性会(婦人会)、子供会などの地縁的団体は壊滅状態であり、自治会・町内会などの自治組織や老人クラブなども機能不全に陥り、また解消されてしまったところも多々存在する。学校選択制が導入されて学区が解体することで、PTAも地域の団体ではなくなり、人々を結びつける紐帯が減少している。その上、これらの地域では、青年団や女性会(婦人会)が消えた時点で、自主防災組織である消防団も

姿を消しており、災害時の初動態勢が不安視されている。生命に直接かかわる事態に、近隣による第一次的な救助活動が行われ得ない危険があるのである。

私たちは、いま改めて、人々の生活を保障し、その生存を「存在」において担保する新たな〈社会〉の創造を迫られているといつてよい。

ここで問われるべきは、地域社会の持つハードウェアの大規模な組み換えや資源の再分配ではなく、住民である人々の相互承認関係を基礎に、人々が自らこの地域社会にきちんと位置づきつつ、役割を十全に果たすことを通して、自らの存在の対他性を他者との〈関係態〉としての自己へと組み換えることで、常に他者との相互媒介を基本とした新たな価値を創造し続けるプロセスとしての地域社会が構築されることの可能性である。このような地域社会の組み換えによって、経済的な営みが人的な関係を媒介として、それ自体が相互承認関係にもとづく信頼と信用に定礎された新たな市場をつくりだし、また生産における地域住民の相互援助と相互扶助を実現しつつ、人間関係に定礎された生産活動を生み出すことへとつながっていく。幾重にも重なり、結びつきあったさまざまなネットワークからなる気遣いと見守り、そしてそこから生まれる信頼と安心が、新たな市場を構成する、より動的で生産性の高い経済プロセスへと地域社会をつくりだしていくことになるのである。

これはまた、地域社会そのものが人々の「存在」を基礎とした動的で常に組み換わるネットワーク、つまり動的なプロセスとして平衡状態を保つ仕組みへと組み換えられていくことへと通じている。そして、その基礎は、人々の間にある他者への配慮と「想像力」である。新たな〈社会〉の一つの姿がここにある。

飯田市は、公民館を基本とした豊かな社会教育実践の歴史と実績を持つ自治体である。もともと合併町村であった飯田市は、合併後も、旧町村の自治単位に公民館を設置し、専門職としての主事を配置するとともに、住民による学習を組織して、学習活動の実践だけでなく、住民による地域のまちづくり実践の

展開を保障するなど、極めて高い都市内分権のあり方を実現してきた。

しかし、社会的・経済的な構造変容は、飯田市の社会教育にも大きな影響を及ぼし、飯田市そのものが従来のような社会教育行政と実践の継続では対処しきれない問題に直面している。そこには、地域の地縁組織に支えられた地域自治組織の疲弊と解体が存在している。この問題を解決するために、従来のような極めて強固な地域自治に支えられる公民館活動を基礎とした社会教育の実践と地域社会のあり方から、より柔軟な多様性を持った地域住民の組織との連携によって、旧来の住民の自治組織に代わる住民の自治をつくりだしていこうとする方向性が模索されている。そのためにこそ、公民館を中心とした社会教育が地域住民との連携を強化し、新たな地域社会のアクターを育成していく中核的な役割を担うべきであるとされる。しかし、それは、いまだ模索の段階にある¹²⁴。

そこでは、疲弊し、解体していく旧来の自治組織に代わって、住民の自発的な意思に基づく新たなアクターとしてのボランティア組織やNPOなどの組織が、地域社会の人々を新たに結び直し、自主的で自律的な〈社会〉を生み出す可能性が模索される必要がある。しかし、それはまた、旧来の自治組織が解体して生じた欠落を、いわばジグソーパズルのピースをはめるように代替する新たなアクターを準備するイメージに近いものであるといえる。それを、飯田市が導入した地域自治組織の「地域自治区」と「まちづくり委員会」の構成に見ることは可能であろう。しかも、新たなアクターはあくまで住民の自発的な意思にもとづく自主的自律的な個人や組織なのであり、旧来の地縁共同体的で網羅的な自治組織を代替し得るのかどうかは不明である。新たなアクターが旧来の自治組織を代替し得ない場合、地域社会そのものが機能不全を起こす可能性も否定できない。この意味では、新

たなアクターの育成による地域社会の再生という方途は、従来の静的な資源分配と配置のための行政システムを前提に考えられているものであるといえる。

第2節 動的イメージとしての「公民館」と地縁結合

しかし、飯田市の公民館活動をより住民生活に近い「地場」でとらえると、かなり異なった様相が見えてくる。飯田市は、合併を繰り返してできあがった、人口約10万人の地方の中堅都市だが、市内には旧合併町村ごとに公民館が合計20館設置され、さらに連絡調整館として飯田市公民館が設置されている。旧合併町村地区ごとに設置されている公民館は地区公民館、飯田市公民館は市公民館と呼ばれているが、それぞれの館は相互に対等であり、さらに以下のような原則が確立されている。つまり、①地域中心の原則、②並列配置の原則、③住民参画の原則、④機関自立の原則である。ここでは詳述できないが、飯田市の公民館制度の特徴に照らして解釈すれば、この4つの原則は、①地域中心の原則を頂点として、それぞれが直前の原則を保障する関係の体系を構成するように構造化されている。つまり、④機関自立の原則が公民館の位置づけにとってきわめて重要な土台として機能することで、③公民館の運営と地域課題解決のための学習や実践への住民参画が保障され、それが②並列配置つまり地区館それぞれが住民によって支えられる、行政的には相互に対等な位置づけを与えられる自立した館として運営されることで、①地域課題に真正面から向き合いつつ、地区の自立性を高度に保つ公民館のあり方として、各地区に深く根ざした活動を展開することにつながるという関係の構造である。さらにいえば、①地域中心の原則が再び、④機関自立の原則を支える構造になっており、この4つの基本原則は循環しながら、飯田市の公民館活動を住民主体で進めつつ、地域の「自立」を豊かに形成していくことになっているのである。

そのために、飯田市では、市の職員を公民館主事として派遣し、各地区の住民とかかわ

¹²⁴ 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室による飯田市への訪問調査（2010年3月17日-18日）による

りながら、地域の課題を住民とともに解決し、また地域の様々な行事を住民とともにやる職員を育成している。これは、市職員の公民館化と呼ばれ、公民館主事として地区住民の中で、地域課題への接近力を身につけた職員が、主事の職務を終えて改めて市の職員として行政に携わることで、市行政が市民の生活課題への接近力とその解決力を高めることが期待されているのである。

それ故に、飯田市では、旧来、各地区においては、市の自治を支える地域住民の自治組織としての自治会の系列と住民の学習や地域課題解決の実践を担う公民館の系列の、いわば二つの行政系列が併存する形で、相互補完的に各地区の住民自治を担ってきたという経緯があった。図式化していえば、市行政と密接なかかわりを持ちながら、行政事務を請け負いつつ住民が自治的に地域を治める自治会系統と、住民の生活課題を生活の現場において、住民と行政とがともに考え、解決する実践を進めていく公民館の系列とが、相互に補完し合う形で飯田市の住民自治を支えてきたのである。しかもこの公民館は、条例公民館として教育委員会のいわゆる直営であり、そこに市の職員が主事として配置される措置がとられているのである。住民による地域自治を行政的に保障する仕組みがつくられているとよい。

しかし、平成の大合併の動きの中で、飯田市も新たに周辺町村を合併するとともに、広域化する市域を住民の自治によって治めるために都市内分権を進めることを余儀なくされている。飯田市は、2007（平成19）年に新たな地域自治組織を採用し、「地域自治区」と「まちづくり委員会」の2つの組織による地域自治のあり方を構築しようと動き始めることになる。

「地域自治区」は、組織内に市行政の出先である「自治振興センター」と住民からの公募委員によって構成される「地域協議会」が設置され、両者が協力しながら、各地区の行政事務を行う行政組織である。「まちづくり委員会」は、旧来の自治会を改編して設置されるもので、地域振興委員会・生活安全委員会・

健康福祉委員会・環境保全委員会などの委員会が設けられ、そこに地区のさらに基層にある町内会レベルの役員が参加することで、地区の課題を住民の自治的な活動で改善しようとする組織である。そして、ここに公民館が、それまでの組織体系を変えることなく、「公民館委員会」（通称）として加えられることとなった。

この意味では、公民館とは、施設や職員という制度ではなく、「まちづくり委員会」という住民組織の一委員会、つまり組織として位置づけられることとなったとよい。しかも、公民館には文化委員会・広報委員会・体育委員会・青少年健全育成委員会など住民参加の委員会があり、地域の地縁結合に根ざしたさまざまな住民相互の交流を進める活動が行われていた。飯田市の住民はそれを総称して「公民館」と呼んでいたのであり、公民館とは、単なる施設や職員または学習の機会保障の場という制度ではなく、むしろ人的な組織や団体さらには活動そのものがイメージされていたとよい。

それ故に、公民館が行政的に「まちづくり委員会」に組み込まれることで、市行政との密接な関係を持って運営されていた自治会の機能に、ボトムアップ的な公民館の機能が整合的に収まるのかという問題とともに、公民館の自立を原則とする機能が制約を受けることになるのではないかと懸念された。その結果、「序章」でも紹介した、条例公民館を自治公民館へと再編する要望が連合自治会から提出されることもなった。しかし、反面、公民館が「まちづくり委員会」に組み込まれることで、自治会の機能をボトムアップ的に組み換えて住民自治を強化し、それが「地域自治区」と新たな相互補完的な役割を担うことが期待されもした。

このとき、課題となったのが、公民館が立脚していた地域の地縁結合をどのように新たな開かれた構造へと組み換え、住民の地縁的結合と新たなアクターによって担われる人的ネットワークとをどのように融合して、地域の自立を担う自治をより高めていくのかということであった。この課題を考えると、住

民の自発的な意志に基づく、課題対応型の新しいアクターである NPO やボランティア組織が公民館とかかわりを持つことが重要となる。つまり、これら新たなアクターは、公民館とかかわりを持つことによって、「まちづくり委員会」に対して発言力を担保すると同時に、地縁的な結合に制約されることのないいわば自由で自立した組織として、地区の枠を超えたより広いネットワークの中で地域課題を考え、その解決のために活動することで、それを改めて「まちづくり委員会」へと還元し、その地域をより自治的に構成していくことができるものと考えられる。

ここでは、公民館は旧来のような組織や団体さらには学習・実践の場というだけにとどまらず、新たに動的なネットワークの結び目というイメージを獲得しつつ、旧来の地縁的結合を基盤とする地域社会に、地縁結合を維持しつつも、新たなネットワークの構造を持ち込むことで、流動性を持たせる機能を得ることになる。社会変動に対応し得る地域社会をつくりだす核として、公民館が機能することになるのである¹²⁵。

第3節 動的結合態としての「公民館」

しかも、このような公民館の新しいイメージは、各地区のさらに基層部分にある「区」と呼ばれる生活圏に置かれている公民館分館により顕著に見ることができる。飯田市では、地区館が置かれている各地区のさらに基層部分に公民館分館が置かれており、その数は103館に及ぶ。分館が置かれているのは、区とよばれる住民の生活圏であり、それは基本的に明治以前に形成されていた自然村を一つの範囲とし、神社合祀以降の分社や寺院を核とする住民結合の区域である。この区はまた、住民そのものの結合体として、山林や田畑その他の財産区を持っているところが多く、一つの独立した事業体という性格をも兼ね備えており、住民による自治的な管理が行われる

場でもある。明治以降の近代国家建設の過程で、日本はこの生活圏を活用しつつ、自治による管理のシステムを構築してきたといつてよい。分館と呼ばれる施設は、この区の住民が自ら持つ財産の一つでもある。

しかし、分館は施設であるだけではない。この分館で、地域住民は自治の会合である常会を行い、子どもたちのための獅子舞の教室を開き、神社の祭礼のための獅子舞の稽古を行い、人形浄瑠璃の保存会を組織し、高齢者との交流会を行い、地元の食材を生かした弁当やもてなし御膳の開発を進め、消防団や壮年団の会合を開き、自治組織の役員選挙を行うなどしている。地域住民にとっては、分館とは自らの生活の拠点であり、地域住民相互が交流する場であるだけでなく、地域で行う事業そのものであり、地域住民の交流という営みそのものなのである。

彼ら住民が「分館」というとき、それはこのような事業や活動そのものとしてイメージされているのである。

しかも、住民は、この分館において実践や活動を進めることで、自分の住む区への認識を深め、住民相互の交流を通して、自らの区における役割を認識し、自ら進んで分館の館長や役員を引き受け、人と交わることに楽しみを見出していく。その活動においては、住民は常に他者との関係において自分が新しい役割を担い、他者から認められ、区において自らが新たな自分へと生まれ変わり、他者も自分との関係において、新たな自分へと生まれ変わっていくことを強く実感している。他者への「想像力」の基礎が形成されるのである。

区の活動は、一見、地域における年齢の序列に基づいているもののように見えるが、その実、具体的には地域の若手リーダーを抜擢し、育て上げるための区独自の仕組みをもっていたり、地場産業を組み換えつつ、人々の生活を豊かにするための取り組みであったりする。分館の館長をはじめとする役員は、地域のリーダーとなるべく選ばれた人々が担うものであり、しかもそれは区の常会役員だけでなく、地区のまちづくり委員会の役員への

¹²⁵ 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室による飯田市への訪問調査（2011年6月23日-26日、10月11日-14日、10月26日-29日）による。

道が開かれたものとして置かれている。

この公民館の活動において、役員が発案し、住民に諮り、行われる行事は、また住民が提案し、修正し、納得した上で、総出で支援するものでもあり、そこには年齢や性別を超えた、住民相互の承認関係に基づく、自らと他者との存在論的な新たな生成とそれがもたらす新たな関係の構築が見通されているのである¹²⁶。

区の住民にとっての「分館」とはまさに、このような動的なものなのであり、そこで行われる文化展や住民運動会、花見や祭りといった行事やイベントは、常日頃目に見えない住民相互の承認関係と新たな自己の生成という、自分が動的に変化していくことを、顕在化し、意識化させる営みなのである。「分館」とは、こうした住民自治の営みの場でありながら、そのような住民自治の営みそのものでもあるという、区の住民の動的な結合態なのである。

それは、区住民の「学び」を体現するものなのである。ここにおいて「学び」とは、単に知識や技術を身につけ、自らの潜在能力を開発するという意味におけるものではない。それはむしろ、他者との関係において常に自己が新たに生成していく、その感覚を得ながら、自己を新たにしていくためにこそ、常に他者との相互承認関係を求め、それが他者とともに新たな〈社会〉をつくりだしていく強い駆動力を持つこと、その営みをいう。

第4節 〈贈与-答礼〉の動的プロセスとしての地域〈社会〉

重要なことは、これらの事例が「知」をめぐる〈贈与-答礼〉の過剰な循環を生み出し、それが人々の生きる〈社会〉を構成しているという知見を導くことである。たとえば、飯田市の公民館調査による知見は、「公民館」とは住民にとっては、施設や職員という制度であるだけでなく、自らが学ぶ行為であり、他者との交流の中で自分を新たに生み出す営みであり、それを促す事業であり、そして

¹²⁶ 同上。

それらが展開されている関係であるということである。それゆえに、公民館が行うイベント的な事業は、常にこの見えない自分と他者との関係を顕在化させ、「公民館」を自らの生活において確認する営みとなっている。ここでは、「公民館」とは、住民にとっては、「学び」を通じた新たな自己の生成と過剰な循環を促す〈社会〉なのである。それ故に、そこに人々が巻き込まれることで新たな〈贈与-答礼〉の関係が生まれ、その活動を通して、さらに地域社会の交流が促され、地域社会が動的に組み換えられていくのである。ここでは、地域リーダーの育成と世代交代が、これらの行事の担い手の育成を通して、スムーズに行われていく。この過程で、地域住民の誰もが、自分が他者との関係の中で常に新たな自分へと転生し、それがさらに自分を地域活動へとコミットさせていかざるを得ない、いわば「自己への駆動力」を獲得しているのである。それを図示すると〈図表 51〉のようになる¹²⁷。

〈図表 51〉 地域における人の形成



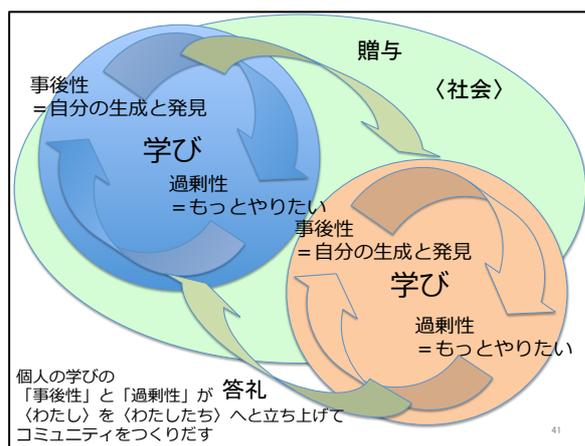
これら基層自治組織の観察を通してとらえられるのは、次の事実である。人が「学び」の営みを繰り返すとき、そこに他者との無償かつ無上の〈贈与-答礼〉関係が成立し、その関係の中で、自分が他者との間に開かれることで、自分が新しく立ち上がり、それを発見して驚き、自分が生まれ続けてしまうことを抑えきれなくなるようにして、自己への

¹²⁷ 同上。

駆動力を高めていく。そして、それぞれのものが「学び」だということである。¹²⁸

この試みから生まれる〈社会〉のイメージは、以下のようなものである。すでにあるものとしての自己を認識つまり享受し、所有するのではなく、生成し続ける自由を相互に承認し続ける関係、つまり自らが生成し続けることで過剰に自由であり続けるような学習的な存在、すなわち他者への「想像力」を豊かに持った、自らを過剰に〈わたしたち〉として生み出し続ける〈わたし〉の生成とその〈わたし〉によって構成される〈わたしたち〉の関係、である。これを図示すると〈図表 52〉のようになる。

〈図表 52〉〈社会〉のイメージ



ここにおいて「知」は分配され、再配置されるものではなく、自由も分配され、享受されるものではなく、人は普遍的な国民として社会に配置され、その位置において自らを他者を通して認識し、その存在の十全性を感じるのではなく、その存在の十全性を感受するのではなく、自ら生成し、変化し続けることで、「知」を生み出し、常に他者とかかわりつつ、「知」を伝達し、組み換え、自己を〈関係態〉として組み換えていく、そうすることでこそ改めてこの〈社会〉を構成するものとして、自ら生成

する〈わたし〉となる。「学び」はこの生成する新たな自己の存在のあり方そのものであり、ここにおいて、人々は〈社会〉そのものとして自らを立ち上げることとなる。そのとき、生涯学習は「学び」を生成するプラットフォームへと転生する。飯田市の公民館は住民が自己を生成するプラットフォームなのであり、またそれぞれの住民自身の生活のあり方であるという意味においては、自己生成のプロセスなのだといえる。

第5節 静的システムから動的プロセスへ

日本における生涯学習をめぐる課題とは、いわゆる欧米的なコンピテンシーに収斂するものではなく、むしろ社会の最も基層にある生活圏における住民の自治に深くかかわるものとして展開している「学び」を、いかにして新たな〈社会〉の構成へと結びつけていくのかということであるといつてよい。それは、いかにしてこの社会を、上記の意味における「学び」の営みとして構成するのかということである。

いま問われるべきは、従来のような知識や技術の分配を基本とした、人々を管理する制度である静的な行政システムそのものを組み換え、動的であるが故にその地域社会に住む人々が十全にその役割を果たし、その存在を他者との関係において承認しあい、その生を全うでき、そうすることで常にその地域の形態が変化し続ける、いわば関係性のプロセスとしての〈社会〉へと構築していくことであろう。それは、動的であることで平衡状態を常につくりだし、自らが変化し続けることで、地域住民の生活を保障し、彼らの人としての尊厳を認め、その存在を承認し続けることのできる〈社会〉の生成を、そのイメージも含めて、考えることである。

この〈社会〉とは、旧来のような共同体規制から解放された自由で孤独な個人が、顔の見えない市場において生産と消費を繰り返す不安定な市場社会ではない。それは、人々が相互承認関係に基づく、地域社会に十全に位置づいているという感覚を基礎にして、他者との関係を十全に生きているという自由を獲

¹²⁸ 牧野篤「無償=無上の贈与」としての生涯学習—または、社会の人的インフラストラクチャーとしての生涯学習—、東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営講座社会教育学研究室『生涯学習・社会教育学研究』第33号、2009年、pp.1-12.

得しながら、他者との〈関係態〉である自己が常に関係を組み換え、よりよい生を全うする営みを続けることが生産と消費であるような構成を持つことになる。つまり、そこでは、人々が常に他者との関係において、自己を生成し続けることで、安定的で、しかも動的な、常に移行し続けることで、人々の生活基盤である経済と福祉そして文化を人々の実存において結びつけ続ける〈社会〉が生まれることになる。この〈社会〉はまた、住民の生活改善を実現し続けるダイナミズムを生成し、自らのものとすることができる。

この〈社会〉とは英語の *association* または *society* に近いものである。しかし、それはまたロバート・パットナム(R. Putnam)やコミュニタリアンが主張するような経済領域とは強いかかわりを持たぬ、政治的な公共圏における異議申し立ての「市民社会」「地域共同体」ではない¹²⁹。それは、既存の政治的・経済的な領域の内部にありながら、それらを住民の生活レベルにおいて組み換え、新たな社会構成をつくりだす圏域として生まれ出てくるものだった方がよいものである。つまり、パットナムやコミュニタリアンのいう「市民社会」「地域共同体」は、「国家」を前提とした画一的な規律が支配する領域における権利の政治的な分配を基礎として構想されたものだといえるが、本稿でいう〈社会〉とはその一律の規律を組み換え、政治と経済の領域を多元性に支配された新たな圏域として構成するものとして構想されるものなのである。この意味で、この〈社会〉とは、民衆の生活レベルで、公-私の二分法に基づく権利の政治的な分配を要求する領域ではない。それは、民衆相互の関係に息づくことで、常に動的に変容しつつ、民衆の家計と深くかかわる経済領域をも組み込んで、公-私の間を媒介する「共」的圏域として生まれ出て行き続ける中間項的な領域なのである。

このような〈社会〉のあり方を模索し、実現し続けていくためにこそ、地域住民の学習

を保障し、その拠点を整備する生涯学習が果たすべき役割を突き詰めていくことが求められる。つまり、普遍的・一般的概念である国民を、改めて固有で多元的で個別的な住民として位置づけ直しつつ、彼らが新たな主体へと自己生成することを行政的に支援すること、すなわち「学習」が地域課題となったことを意味している。このとき「学習」とは、従来のように一律の学校教育制度を通して教育を受ける権利を分配することではなく、それぞれ固有であり個別である住民が、固有性と個別性を持つ他の住民との間で、自らをその生活の主人公として生み出し続けるその営みそのものをいう。個別・固有のものでありながら、他者との関係性の中にある、自己をつくりだす営み、これが「学習」として自治体行政の課題となったのだといってよい。

このことはまた、個人の生活という私的領域が、政策課題という公的領域の対象になりながらも、そこに他者との関係つまり〈社会〉における主体の生成といういわば〈共〉的な領域が新たに介在することで、私的であることがすなわち公的でもある新たな圏域を人々の生活の「地場」において構築すること、つまり従来の分配を基本とした静的な社会の構成を、生成を基本とした動的な構成へと組み換えていくことを意味している。ここに、「学習」が住民自治の課題としてとらえられることになるのである。

それはまた、動的であることで平衡状態を保ち得るプロセスとしての〈社会〉のあり方を、地域住民の生活の「地場」で構想しつつ、それを学習論として構成していくことである。それは、地域住民が自らを〈社会〉に十全に位置づけ、他者との相互承認関係を構築することで、〈社会〉を「学習」に定礎される多重なネットワークで覆われる、常に変化し続けながら住民の生活を十全に保障し得る体系へと構築していくことを意味している。そして、この動的プロセスとしての〈社会〉をつくりだしているのが、飯田市の公民館分館の活動なのである。

¹²⁹ Putnam, Robert David. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster, 2000.

第6節 「分館をやる」—分館のイメージと制度

既述のような「開かれた自立性」を基本とする飯田市の公民館活動は、それを地区館のさらに下部レベルである分館に着目してみると、その「自立性」がどのように「開かれて」いるのかがよくわかる。既述のように、飯田市の公民館は旧合併町村単位に配置されている地区館(本館)の下に、旧合併町村のいわゆる「集落」、今日の自治会の「区」単位に分館を維持しており、その数は103館に上る。もちろん、分館を持たない地域もあるが、公民館とは呼ばなくとも、集会場などが設置されており、自治活動の拠点として活用されているところが多い。

また、地区館と同様に、分館も、地元の人々が「分館」と呼ぶ場合には、それは施設を意味していながらも、分館を核にして行われるさまざまな地域の活動や行事を包含しているある種の空間概念であり、また関係性の概念であり、そして活動の概念である。つまり、地元住民が「分館」というとき、その「分館」とは、住民自らが設置し、運営しているその地域の公民館施設であり、その施設を運営する住民自身の活動であり、公民館に設けられているさまざまな部会の活動であり、それを拠点として行われる住民の学習や交流活動であり、そしてそれらの活動が繰り広げられる地域の空間であり、またそれらの活動を行う人々の関係やそのありようなどを含み込んだ意味を持つものとして使われているのである。この意味では、「分館」とは建屋だけではなく、むしろ地域の団体であり、その団体とは自治を担う自らの地域そのものであるとよい。基礎自治体の団体自治の基層を、こうしたより小さな、しかも生活に密着した団体自治が担っているのだといえるであろう。

その一つの表現が、住民からごく自然に語られる「分館をやる」という言葉である。聞き取りの過程で、住民たちはごく自然に「分館をやっててね、よかったことはね」「分館やっているとねえ、地域のことがよくわかってくるんですわ」などと語っている。

このことはまた、「分館」が地域の経営と表

裏一体となっていること、つまり「分館」をうまく取り回しすることが、すなわちその地元を自治的に経営し、住民自らの生活を住民相互の関係の中で安定的に営むことにつながっていることを示している。

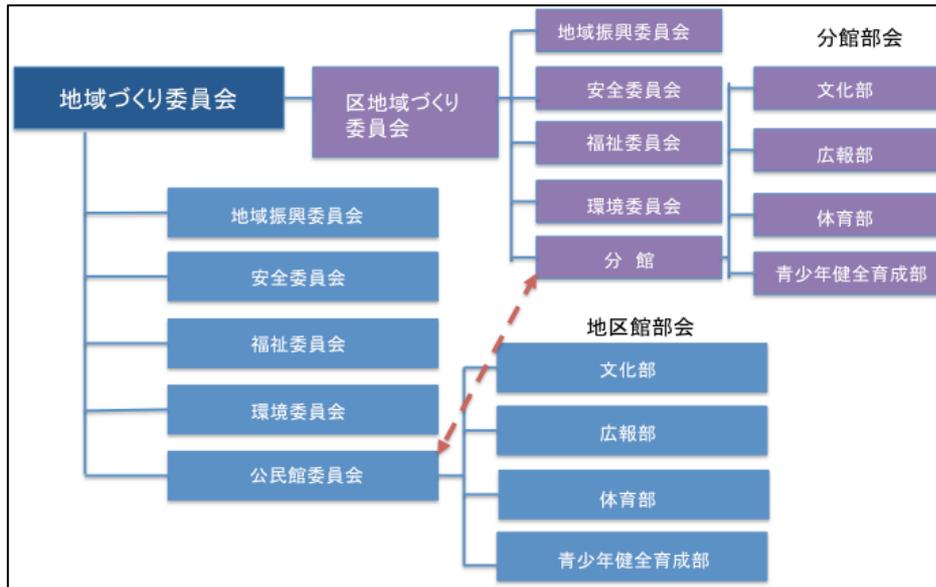
この、分館自治が各地区の本館自治の基礎であること、つまり自治体の「区」単位の団体自治が、基礎自治体の団体自治の基盤となっていることは、分館の組織体制が地区館(本館)の組織体制と相似形を結んでいながら、地区館に設けられている部会の構成員が、分館の各部会の代表者によって組織されていることに端的に示される。(地区館は、分館に対して本館と呼ばれるが、その本館の活動そのものが分館の自治によって支えられているのである。)

たとえば、飯田市現行の地域自治組織では、既述のように、各地区に市の組織としての「地域自治区」が置かれ、「地域自治区」は「自治振興センター」と「地域協議会」から構成されている。これに対して、住民組織として、旧来の自治会にあたるものとして「まちづくり委員会」が置かれ、そこに地域振興委員会・生活安全委員会・健康福祉委員会・環境保全委員会などが設けられている中に、通称、公民館委員会が並列的に配置されている。そして、この公民館委員会の中に文化部・広報部・体育部(さらに地域によっては青少年健全育成部など)の部会が設けられている。

これをさらに「区」レベルで見えていくと、「地域自治区」の下部組織はなく、地区「まちづくり委員会」の基層には各区の「まちづくり委員会」が置かれ、その中に地域振興委員会・生活安全委員会・健康福祉委員会・環境保全委員会などが設置されており、公民館委員会も同様に並列的に置かれ、公民館委員会の中に文化部・広報部・体育部(さらに青少年健全育成部など)が設けられている。これは、たとえば〈図表53〉のようになる。

各地区の「まちづくり委員会」の各委員会は、各区「まちづくり委員会」の各委員会代表者から構成されており、実際には、地区まちづくり委員会の各委員会は各区まちづくり委員会の各委員会と人的な強いつながりを持

〈図表 53〉 分館の組織体制例



出典：飯田市の分館組織体制を参考に筆者作成。

っている。これは、「まちづくり委員会」が旧自治会を再編したものとして設置されており、各区の自治組織の連合体が各地区のまちづくり委員会となったことを背景としている。地域自治組織の再編にともなって、この自治会の組織（まちづくり委員会）に、公民館が組み込まれることで、公民館は自治組織の一委員会に位置つきながらも、旧来の公民館の運営組織はそのまま引き継ぎ、それがそのまま公民館委員会を構成することとなった。これが公民館委員会の各部会である。そして、この地区公民館委員会の各部会が、区公民館委員会つまり分館の各部会代表者から構成されているのである。この意味では、地区公民館委員会と区公民館委員会とは、まちづくり委員会とは独立に、一つの系統を構成しており、実際には、まちづくり委員会の一委員会でありながら、公民館委員会そのものが相対的な自立性をもって、自らの体系を保っているという構造になっている。

これは、旧来の自治組織において自治会と公民館がそれぞれの体系を持って、相互に補完的な関係を構成しつつ、地域自治を担ってきたことを背景としている。しかも、このような旧来の自治組織の構成は、「公民館」が建屋だけではなく、地域住民による地域経営と

密接にかかわる概念であったことを物語っている。公民館とはまさに、自治会と同じく、地域住民の生活と密着した団体であり、その活動であって、地域の自治活動の文化的側面を担う実践そのものなのである。それはまた、分館だけではなく、地区館そのものが「公民館」と呼ばれて、人々が参加する団体であり、空間であり、

住民相互の関係であって、またそれらに定礎される活動であることを意味している。

それ故に、新たな地域自治組織において、公民館を委員会として位置づけることは、一面で地元住民にとっては、公民館を自治会組織に組み込むかのように受けとめられ、既述のように、2007（平成19）年の新たな地域自治組織導入時に、自治会連合会から公民館をいわゆる行政の直営館から自治公民館へと切り替える要望が出されることとなった。しかし他方で、旧来の自治会組織に公民館の持つ文化的な機能が組み込まれることによって、その相互補完的な性格が「まちづくり委員会」内部において強化され、「まちづくり委員会」が地域住民の凝集力を高めつつ、地域を住民自身の手による自治的な経営へと組み換えていく中核的な役割を担うことが期待される構造をとることになる。つまり、公民館が「まちづくり委員会」へと組織されることでこそ、「まちづくり委員会」がその自治力を強めつつ、地域経営の母体として機能するようになるのである。

ここで問われてくるのは、地域経営の担い手としての人材の育成のあり方である。これこそが、飯田市が唱える「文化経済自立都市」を担う人材を育てる「地育力」の基盤となる

べきものである。「地育力」は単に子どもを育てる地域の力を意味するのではなく、この地域を自治的に経営しつつ、子どもたちを育てる力を持った地域へとつくりあげていく地元リーダーと地域のさまざまな役割の担い手の育成を基本とする、地域社会における人材育成の概念なのである。そして、「分館」はこうした地元の人材育成と選出の仕組みを持つ活動でもあった。

第7節 分館の組織体制と担い手育成・選出の仕組み

分館の組織のあり方は、〈図表 54〉に示すとおりである。各分館それぞれに地元の実情に合わせて少しずつ異なるが、基本的にはこの図に示すような形で部会制が採られ、そこに地域住民が参加することで、分館活動が維持されている。

〈図表 54〉 分館組織体制イメージ



出典：飯田市の分館組織体制を参考に筆者作成。

各部会は、分館の活動を進めるための組織でありながら、分館の活動そのものがその「区」の住民生活の文化・スポーツなどの側面を担うものであり、それが地域住民相互の親睦を深め、その「区」をより自治的に運営する基盤をつくりだすのである。つまり、各部会の活動そのものが地域住民の生活と密接なかかわりを持つのである。それ故に、部会の担い手である部員の選出を含めた、分館長・副分館長や各部会長などの役員を選出にあたっては、各「区」毎にさまざまな工夫が凝らされ

ている。

つまり、役員選出に共通する暗黙ともいえるルールが存在しているのである。誰もが意味では負担と感じる地域の「役」である分館役員を、輪番にするなどして、強制的に割り振るのではなく、それぞれに選出の仕組みをつくって、地域の総意として役員を選出し、委嘱する仕組みになっているということである。

たとえば、分館長は歴代分館長らによって組織される選考委員会やまちづくり委員会の役員選出委員会で選考され、選出されることが一般的である。つまり、分館長には、その任にふさわしい人物が、地域の歴代リーダーや地域住民によって、彼らが責任を負う形で選出され、選ばれた分館長を地域で認め、かつ支えるような合意がとられているのである。ここでは年齢順などの輪番で役割を担うのでは

はなく、その「区」のリーダーにふさわしい人物が、複数の分館長経験者や各「組」住民の合議と合意を経て選ばれるのであり（「組」は「区」のさらに基層の自治組織）、しかも委嘱にあたっては、本人を説得し、同意を得ることで権限を委譲しつつ、責任を地域のリーダーたちで分担する仕組みとなっているのである。ある分館長経験者はこういっている。「まさに三顧の礼。最初は荷が重いといって逃げていても、2回も3回もお願いに来られるとこちらも根負けするし、最後は母ちゃん、お父ちゃん、あれだけいってくださる

んだからやらなかったら地域に顔向けができませんよ、ってね。家族全体でお役を受けるような感じになるんですわ。」

さらに、主事や各部の正副部長の多くは、分館長・副分館長の合議によって、選任し、分館長が委嘱する仕組みになっているところが多い。これは、分館を経営するにあたって、館長が基本的にすべての権限を掌握し、地域もその人に館長を任せた以上、館長の運営方針を尊重し、かつ館長の館運営を支援する立場に立つため、館長が信頼し、志を同じくして、地域のために分館を運営していける人物

を選任することが最も合理的だとされているからである。

そして、各部の部員については、基本的に「区」の下部組織である「組」「組合」という、5戸から10戸ほどの住民で構成される、自治会の最も基層の組織から互選されて推薦され、それを分館長が委嘱するという例が多い。なかには、婦人会(女性会)やPTA等の組織から選ばれた人を加えるところもある。青少年健全育成や新聞・広報・体育・文化などの部は、それぞれ「区」住民の生活に密着した活動を進めるとともに、「区」の住民全体を動員しつつ、「組」から持ち上がる形で「区」全体が活動を展開する、そして「区」の凝集力を高めつつ、人々が相互に交流することを促すための措置だといえる。

しかも、この各部の活動を見ながら、歴代の分館長は次期の部長やさらには次期の正・副分館長、主事などの役員候補者の目星をつけているのであり、分館の部会が地域における人材の育成と選抜の揺籃となっているのである。ある分館長経験者はいふ。

「部会で活動していると、いくら控えめでも、この人は、という人がでてくるんです。そうすると、次は部長の候補者になるし、本館の部会に出て行って、地区全体の公民館活動について勉強してきてもらう。そして帰ってきたら、今度は主事や副分館長の候補者になる。こうやって、力のある人に目星をつけてね、ちょっとずつ自分もやらんといかんかなあ、という気にさせていく。こうやって、分館のお役は回っていくんです。」

年功による輪番で強制したり、地域ボスの派閥が役員を牛耳ったりということではなく、地域のリーダーたちが適任者を慎重に選び、また役職を担うことでリーダー候補者を育成しながら、しかも選定された候補者に対しては説得を重ねるという手の込んだ手続きを踏みながら、分館活動を維持する仕組みがつけられているのである。そして、このような手続きを踏むからこそ、選ばれた人は自らの権限を地域コミュニティのために使い、地域コミュニティの経営をよりよく進めようとするし、地域のリーダーだけでなく地域住民たち

が分館の館長をはじめとする役員たちを支えながら、地域コミュニティの活動を活発に展開していくことになるのである。

これもある分館長経験者の言葉である。

「最初は、お母ちゃんなんか、あんた分館長なんか絶対やらんどいてよ、家が大変だから、っていついていたのに、一番最初に説得されちゃって、あそこまでいってくださるんだから、やらんといかんっていいだしてね、これで家の中が分館長モードになっちゃうわけ。で分館長を受けるでしょ、そうしたら、あんただけに負担は回さんっていついてくれて、地域の先輩たちが支えてくれる。自分も、それまで分館の役員をやってきて、こうしたらどうやとか、ああしたらどうかとか、あれこれ考えるところはあったし、あの人ならこれが向いてるとか、この人ならこんな仕事がいい、っていうことも見えているんで、館長になったらそういう人たちを口説いてね、一緒にやってもらう。そうすると、区のみんが支えてくれるし、自分の考えが実現していくようになるのよ。こうなると面白くてね。そりゃあもう、大変ですよ。でも、こうなると、次はこうしよう、今度はああしよう、ってどんどんアイデアが出てくるようになる。もうやめられんですわ。」

第8節 分館の事業

飯田市の公民館事業には、(a)地区公民館・分館を含め20地区全体で連携して行う全市的事业、(b)地区館で取り組む地区全体の事業、(c)地区館の各専門部で行われる事業、(d)分館独自で主催する事業、(e)地域諸団体とともに行う事業の5種類がある。そのうち、分館の事業を見てみると次のようになる。

各分館で行われる事業については、たとえば、A地区では、次のような事例が挙げられる。A-1分館では、青少年健全育成部と「農園の会」が共同で「ふれあい農園」事業を開催している。2011(平成23)年度の農園の会の事業計画によれば、4月に総会が開かれ、7月に「大豆種まき」、「納涼大会屋台出店」、8月に「そば種まき、暑気払い」、11月に「農園の会の収穫祭(忘年会)」、新年度1月に「新

年会（そば打ちの会）、「味噌作り」などの事業が計画され、実施されている。

B地区では、各分館の事業はそれぞれであるが、とくに文化事業が多く、文化祭はほとんどの「区」で行われ、芸能祭も盛んである。文化祭では、分館展示物として、絵画、彫刻、手作りのさまざまな作品が数多く出品され、また芸術作品には力作が揃っているという。各分館独自の特色ある事業には、人形劇フェスタ、サマーカーニバルや獅子舞保存会などがある。

B-1分館は獅子舞を大切にしており、2010（平成22）年度及び2011（平成23）年度の分館報には、ほぼ毎号に獅子舞関連の記事がある。また、B-2分館では、子どもたちの稲作・畑作に取り組んでいる。種を蒔き、苗床で育て、田植えをし、そして収穫まで雑草を取り、成長の観察が続く。機械に頼らず、農薬を用いず、収穫祭を迎えるまで、根気よく、子どもたちの手で稲を育てていく。文化祭と収穫祭では野菜を賞味し、餅つきをしたり「五平餅」を作ってお年寄りや子どもたち皆に振舞う。これらの活動を通して、地域の人々の結びつきが強まり、地域全体の絆がつけられることへとつながっているのである。その結果、地域に住む高齢者へ「おかず」をつくって届ける福祉活動も自然に行われることとなったという。

このほか、各分館は年に2～4回ほど分館報を発行している。分館報は区の情報の発信にとって重要な役割を果たしている。分館報は区民の交流、親睦、学習、情報の場として、区民の区の活動への積極的な参加を促し、区の活性化に役立っている。また、住民たちは、分館報を読むことで区への認識を深め、相互の連帯感を強めてもいる。

このような分館の活動により、区住民の連帯感が強まり、それが分館の単独事業に対し、分館の役員間の交流や、各団体との交流を活発化させることとなり、さらに住民の事業参加をも促すことへとつながっている。

第9節 静かな開かれたダイナミズム

以上、飯田市の公民館の組織・体制そして

実践のあり方についての調査をもとに、その「開かれた自立性」についての考察を進めてきた。そこで明らかになったのは、旧合併町村単位に維持されてきた公民館（地区館＝本館）の極めて高い自立性と地域性を支えているのは、地区のさらに基層にある「区」さらには「組」「組合」レベルの住民の活動であり、その自治的な活動を象徴しているのが「分館」と呼ばれる公民館組織を核とした住民の団体であり、実践であり、その空間であり、さらにそれが支える人々の生活そのものであるということである。

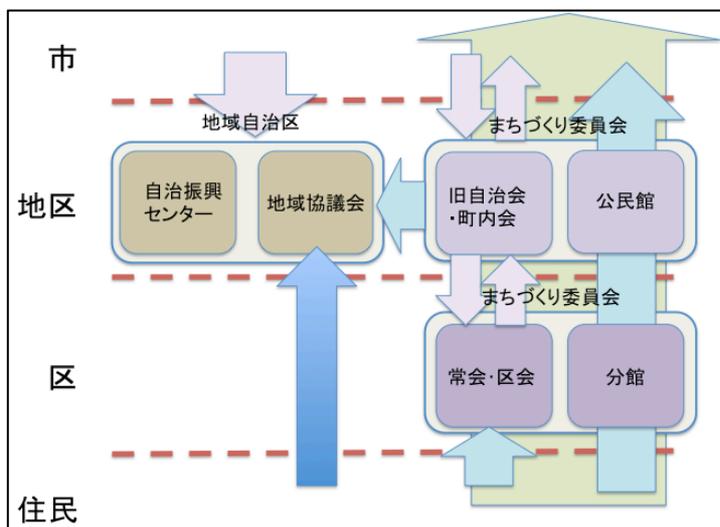
この「分館」において、地域の人材が育成され、選抜されるとともに、「組」「組合」レベルの住民の相互扶助関係が文化的に強化されつつ、「区」へと高められ、「区」の住民自治が日常生活実践において確実に進められることで、飯田市の自治を根底から支える関係が形成されているのである。

飯田市の地域自治組織のあり方が、「地域自治区」と「まちづくり委員会」の二本立てであり、「地域自治区」が市行政の各地区への展開という方向を持ちつつも、地区レベルへのアウトリーチにとどまっているとすれば、「まちづくり委員会」は、旧自治会の系統を伝えて「区」「組」へと展開する仕組みを持ち、そこに公民館が旧来の組織体系を保つ形で「公民館委員会」などとして組み込まれることで、地区館が分館と人的に密接に結びつき、経済や福祉とは異なる文化・生活の系列を地域自治の中に組み入れ、しかもその基礎を「組」という自治会系統の最も基層の組織に持つことを可能とする仕組みを手に入れることとなったといえる。

このような「組」に基礎を持つ住民自治の体系を構成するが故にまた、飯田市は住民が分館を拠点としながら、その文化的な自立性を高めていくことでこそ、ボトムアップ的に住民自身が市を自律的に治めようとする新たな住民自治のあり方を提示することにつながっている。行政的なアウトリーチが地区に展開する一方で、住民自身は各地区の最基層の住民自治組織を基盤として、「分館」に拠りながら、分館の経営がすなわち生活であるよう

な文化的な営みを進めることで、自らの住む地域を自らが治め、経営していく実践を展開していくのである。これはまた、基層の自治組織が住民によって文化的に治められることによって初めて、飯田市の新たな地域自治組織における行政のアウトリーチも、住民に支えられながら、機能することを意味している。これを図示すると〈図表 55〉のようになる。ここでは、文化はきわめて政治的なものであることは明らかであろう。住民が文化的に結びつくことによってこそ、その地域が自治的に経営される基盤を持つことになるのである。

〈図表 55〉 飯田市自治の文化的ボトムアップの構造



しかも、「分館」は既述のように地域の人材を育成し、リーダーを選抜して、住民がそのリーダーを支えつつ、地域を自主的に経営していく仕組みを持っている。それは、公民館分館の経営でありながら、地域社会そのものの経営と重なっており、住民が「分館」活動を展開することそのものが、その地域を自治的に経営していくことと同義であるという性格を持っている。そうであるが故に、分館長をはじめとして、分館役員を選出は、手の込んだ合議と同意、そして説得の過程が組み込まれているのであり、それは決して年齢などの輪番で片付けられる義務的な仕事としてなされてはならないのである。権限と責任を分かち合いながら、地域の住民が自らその地域を自治的に治めていくこと、そのことそのも

のが「分館」なのである。

それ故にまた、この「分館」では、既述のようなさまざまな活動が展開され、地域の住民が日常的に動き回り、相互に触れあい、認め合うという、ある種の身体レベルの触れあいと承認関係が形成されるような仕掛けが組み込まれている。「分館」とはこの身体レベルの住民の自治活動のことであるといつてよい。それは、つぎのようにいい換えることができるであろう。つまり、住民が自分をその活動の中で実感し、自分が他者に支えられ、他者を支えているという、言葉を介さない認識＝身体レベルでの実感が、地域活動を支えているのだ、と。言語を介さない人々相互の結びつきをつくりだし、人々の生活そのものが自治的な活動であり、その自治的な活動が生活を安定させ、相互承認関係をつくりだし、相互に見守りつつ、配慮し合いつつ、人々がつながっていく。このつながりの中で、人々が行き交い、活動に参加し、相互に認め合うことで、地域のリーダーが育成され、抜擢され、しかもそのリーダーは地域住民のために働くことでこそ、その存在を認められるのであり、また住民がリーダーを支えつつ、自らが地

域生活の維持・改善に深くかかわっていくのである。この活動の過程で、各部会が住民によって担われ、住民の生活に深くかかわることで、互いに慮る関係の中で、自治が営まれ、それそのものが生活であるという関係がつけられる。「組」レベルの住民生活には、人々が動き続けることで定常化するとでもいえるような静かなダイナミズムが組み込まれているのである。

そして、この動き続けることで生活が安定していくというダイナミズムを、目に見え、人々が自らの身体の実感することで、身体レベルの認識へと組み換えるものが、イベントだといつてよいであろう。各「区」や「組」でこれでもかと用意されている多様な行事・事業は、この日常的に直接目に見えない静かなダイナミズムを、住民相互の関係性

の中に浮き上がらせ、身体レベルの相互性を目に見える認識レベルにまで引き上げる作用を及ぼしているといつてよい。そして、目に見える認識が身体の相互性を支えることで、「分館」は地域住民による積極的な参加を得ながら、自治活動すなわち日常生活という関係を常に組み換えつつ、実現し続ける住民による地域経営として実態化することになる。ここに、「分館」が館つまり施設として可視化されていることの意味が存在することとなる。

こうして、静かなダイナミズムが人々の生活を安定させ、維持していくことになるのである。表面的には、変化がなく、保守的に見える、または伝統を引き継ぐことが基本となっているように見える地域コミュニティは、その実、常に住民の身体レベルの相互承認関係をつくりだす装置を起動させ、人々がダイナミックに動き続けることで、この静的な日常生活を、相互に支え合いながら、維持することが可能となっているのである。

そして、その基礎は、人々の生活における身のこなし、立ち居振る舞いという形式を基本とした、人々の身体性、すなわち文化にある。つまり、日常生活の形式に規定される合理性に定礎された、人々の身の構えや身のこなし、そして立ち居振る舞いがそこにあり、その身のあり方から判断される人間関係のあるべき姿が、人々を動的に組織し、動的に他者にかかわらせることで、一見変化のない日常生活が維持され続けているのである。

しかし反面で、このような言語化されない身体レベルの合理性は、習慣化しやすく、マンネリ化を起ししやすいことも否めない。それはまた、身体レベルの立ち居振る舞いを形式化し、形式の伝承という形で、その運動を停止してしまう危険と背中合わせのものである。つまり、生活の形式という文化の持つ身体性と身体を持つ自然の合理性という立ち居振る舞いの形式が、身体を持つ自然が担保する合理性によって定礎されるのではなく、また身体を持つ自然が日常生活の形式を組み換え続けるのではなく、日常生活のできあがった形式が身体を自然を抑圧するとき、その生活におけるダイナミズムは終焉を迎える危険

を自ら生み出すこととなる。

これを避けるために必要なことが、身体の合理性を言語化し、言語を通じた認識を通して、他者との交流を進め、自らの身体を自然を、常に他者にさらしながら、覚醒しておくこと、である。そして、ここに本館としての地区館の役割があるといえる。既述のような静かなダイナミズムを内に秘め、日常生活を自治的に維持している「区」レベルの「分館」活動は、ともすればその維持が基本となることで、閉塞へと向かう危険つまり自らのダイナミズムをマンネリ化へと矮小化してしまう危険を内包しているのであり、それを常に意識化のレベルにまで引き上げ、言語化と身体性との間を媒介しながら、常に「分館」の持つダイナミズムを活性化し、そういう仕掛けを持つことが、地域自治には求められるのである。その意味では、「分館」役員が本館の各部会の役員として選出され、他の「分館」と触れあうことで、刺激を受け、さらに自らの「区」に帰って分館長などに任ぜられる人材育成のシステムを持っていることは、きわめて重要なことだといえる。

飯田市の「分館」は自らを活性化していくダイナミズムを持っているのであり、その「分館」に支えられる地区館の活動は、「分館」の自治の上にあることによってこそ、より多様なアクターと関係を結びつつ、その強固な自立性を「開かれた自立性」へと組み換え、飯田市全体の文化的な多様性を住民自治の地平において確保しつつ、住民の自治的な活動を促進する役割を担うことができるようになるのである。しかも、地区館がそのように「開かれた自立性」を高めることで、「分館」はさらにその身体性を異質なものと間に開きつつ、言語的な認識を高めていくという循環が作られることになる。

そして、ここによそ者が「風」として入り込むことで、「土」である「分館」が一層活性化していく筋道が見通されることになる。つながりを、身体レベルの自然の合理性においてつくりだすだけではなく、その身体を常に異質なものと間で刺激しつつ、その合理性を組み換え続けることで、循環し、そ

の循環が新たな合理性を生成していく、こういう関係が「分館」レベルでつくられるのである。ここにおいて、「分館」の静かなダイナミズムは、常に自己を革新していく「開かれた静かなダイナミズム」へと自らを組み換え続けることになるのである。

(牧野篤)

附論 飯田市公民館分館をとらえる視座について

第1節 市場と国家

私たちは、都市農村を問わず、すでに市場が国家を超えた時代と社会に生きているといっただけでよい状況に措かれている¹³⁰。この社会においては、私たちは自らの生存の権利を主張する相手としての権力を失ってしまう。万人の万人に対する闘争状態を回避するために措定された絶対王権、そして絶対王権の恣意的な権力の行使を制限するために措かれた自由権、さらにその自由を行使する主体の生存と生活を保障するために設定された社会権とその社会権を主張するための積極的な自由権、そうしたあらゆる権利を私たちが主張し、保障されるべき、訴え先としての権力を、私たちは失ってしまっている。つまり、私たちが生きる社会では、公権力と呼ばれる権力の「公益性」が摩滅し、否定され、機能不全を起こしているといっただけでよい一面が前景化しているのである。

そして、それに替わって、グローバル市場という新たな権力が、私たちに自由であることを強要する。しかもそれは、社会権を保障することのない自由の誘惑として私たちに強制されるものとしてある。自由はいまや私たちが権力に向かって主張し、要求し、保障されるものとしてあるのではなく、権力によって私たちに強制されるものとしてあるといっただけでよい。

この市場権力は、いわばフーコーのいう〈生権力〉(民衆を生かす権力、社会権保障としての権力)としての現代福祉国家¹³¹を解体し、人々が自由であるための平等を保障すること、つまり人々が自ら自由であるためにこそ平等を必要とし、それを公権力に対して主張する自由を確保することで、ある境界内の均質性と平等、そして民主主義を保障するという意味における公権力すなわち国家の枠組みを崩

壊へと導き、さらにホブズやロックのいう万人の闘争状態を回避するための社会契約の締結先である強権つまりリヴァイアサン¹³²をも否定して、私たちに自由であること、つまり万人の万人に対する闘争を強迫的に求めるものとしてある。

第2節 自己責任論と権利保障

しかも、市場が国家を超えたこの社会にあつては、国家が市場を安定させようとするほど、国家は市場に奉仕し、その国家の下にある国民であるべき人々は自らの権利保障の主張先である権力を失うことになる。それはたとえば、昨今の日本における雇用不安と就職難の実態に鮮明に現れている。社会権としての労働権を自らの国民に保障する権力を、国家はすでに失いつつある。国家が国内市場を安定させようとするほど、国内から雇用が失われていく事態が生じているのである。

たとえば、国家の通貨である「円」のレートを統制する権力を、変動相場制への移行の後、国家は失っている。「円」は投機の対象となり、金融市場で円買いが進むことで、円高が昂進し、輸出主導型の産業を圧迫して、株価を下落させ、かつ産業の海外移転を促して、国内雇用が減るといふ悪循環が生じている。また、国民である人々の生存権(=社会権)を保障するために、福祉を手厚くしようとするほど税収の困難に見舞われ、かつ増税が生産拠点の海外移転を促すことで、雇用が減少し、人々の生活の基盤である労働権の保障ができなくなり、生存権そのものを保障できなくなるという悪循環を生み出している。

しかも、この悪循環の中で、資本金10億円以上の大企業は2010(平成22)年度に266兆円という史上空前の内部留保を生み出している(対2000年比90兆円の増加)。その背後には、生産拠点の海外移転と雇用の不安定化(非正規化)、そしてそれらがもたらす人々の生活基盤の動揺が存在している(民間企業労働者の平均年間賃金は、2000(平成12)年度

¹³⁰ 宇野常寛『リトル・ピープルの時代』幻冬舎, 2011.

¹³¹ ミシェル・フーコー, 田村俣訳『監獄の誕生—監視と処罰』新潮社, 1977 など。

¹³² トマス・ホブズ, 水田洋訳『リヴァイアサン』岩波文庫, 1992 など。

の461万円から2010(平成22)年度には412万円へと減少している)¹³³。内部留保を切り崩せば、雇用の拡大は可能だとの議論はあり得る。しかし、資本が国境を自由に移動し、しかも少子高齢化で国内市場が縮小している上に、技術の海外移転が急速に進んで、人材の優位性を失いつつあり、さらに、貿易摩擦回避のための現地化率の向上が求められる今日、同じ製品を製造するのに高賃金体質の日本国内で雇用を維持する理由は、公器としての意識を持たない資本=企業にとっては存在しないといつてよい。いまや国家は、国民である人々の労働権保障には無力を呈しており、このような状況下で、国内にいる国民である人々は少ない雇用のパイを奪い合う闘争をしかけられている。しかも、それは、個別化・差異化の議論と重ねられることで、自己責任論と手を結び、就労できない原因はすべて個人の資質へと還元されることとなる。

第3節 権力形態の変化

このような社会状況においては、権力の形態も変化する。その典型が、いわゆる環境管理型権力と呼ばれる権力形態の出現である。ここでは、規範権力としての国家が溶解し、共同幻想としての国家=国民も分解していく。つまり、国家は大きな父として、私たちに規範を示し、私たちがその規範を内面化することによって国民となり、国民となることで生活の保障を得られる、いわば資源分配によって求心力を高める権力であることを自らやめており、社会規範の解体と社会の分散化が導かれるのである。

それ故に、ここでは、私たちは国民であることを否定され、いわば政治的に丸裸な孤立した「自由」な個人として(集合概念である国民としての権利行使ができない存在として)、国家を超えた市場という権力に対峙することを余儀なくされる。しかもそれは、対峙でありながら、直結され、同値されているという感覚をもたらすものとしてある。個人が

普遍と直結して、全能感に支配され、抽象的実存としての具体的な根拠(つまり、それぞれの社会集団における具体的な役割に根ざした充足感)を解消されながら、万人の万人に対する闘争が、個別の普遍性すなわち小さな正義の闘争として組織化されるのである。そこでは、個人である人々は小さな神または小さな父として、相互に振る舞い、相互を傷つけ合うことが求められることとなる。この小さな神・小さな父である個人の闘争を組織するのが環境管理型権力である。ここでは、権力は個人によって相対化されることはない¹³⁴。権力はいわば、闘争する個人の間には存在するのであり、そこでは小さな神・小さな父である個人があたかも普遍権力として振る舞い、他者を抑圧することとなる。この権力の間においては、人々はどうのような存在のあり方をとろうとも、否応なくその場にコミットメントさせられてしまうのである。たとえば、ここでは、権力の間からの退却そのものが権力へのコミットメントとして評価されるのである。

第4節 基礎自治体と国家・コミュニティ

このとき、私たちが自らの生存と生活を自ら護るために、既存の行政システムの中であって問わなければならないのは、私たちの生活を保障する行政的なシステムである基礎自治体と国家との関係であり、かつ基礎自治体と住民との関係である。しかもその場合、住民生活の「地場」における基層自治組織のあり方が問われる必要がある。なぜなら、経済構造の転換によって、企業が人々の帰属と生活の基盤を保障し得なくなった今日、人々の帰属を含めた生存と存在の基盤を担保すべき最後の砦は地域社会における住民としての人々の相互の関係のあり方だからであり、その関係を人々の地域社会における有用感が組織されたものとして実体化していたのが基層自治組織だからである。日本の自治制度は、この基層自治組織が様々な団体を形成して、住民自身によって担われることで機能してきたのであり、基礎自治体の団体自治は、この

¹³³ 全労連労働総研編『国民春闘白書(2012)』学習の友社, 2011.

¹³⁴ 宇野常寛, 前掲書.

住民による基層自治組織における団体自治によって支えられていたのである。

しかし、昨今の日本社会の構造的な組み換えは、この基層自治組織を解体することで、社会全体の分散化と流動化を促進する、すなわち市場が国家を超える形で、住民である人々を個人へと分断・分散化した上で、個人と市場とを直結させる構造をつくりだすこととなっている。つまり、日本は行政的な統治構造を、国民であり住民である人々を個別化・分散化させ、国家的・行政的な関与から放置することで、市場へと直結させるあり方を採用したのだといえる(これは、または、市場のグローバル化によって、このような構造を採用せざるを得なくなったのだ、といってもよい)。このことはまた、従来の国家-自治体を構成する行政権力が住民である人々に資源分配=利益誘導を行うことで、凝集力を高めていたことと深くかかわっている。いまや、行政権力は資源分配=利益誘導によって住民である人々の生活を保障することは困難となり、しかもその状況下で、国家からの自立を迫られることとなっているのである。ここにおいて、自治体間競争がしかけられ、大規模な合併を含めた合理化と自治体内部の分権化により、住民である人々が自治体経営のリスクを背負うことが求められることとなった。基礎自治体の存続による住民生活の保障そのものが、自己責任へと組み換えられたのだといつてよいであろう。

しかし、それはまた、逆説的には、国家から放置される個人が、「地場」の基層自治組織のあり方を、住民として他者とともに生きる関係をつくりだすものとして再生することで、基層の住民組織がコミュニティとして、市場へと直結されるのではない個人の存在を生み出し、さらには市場とは異なる論理を持つ人々の生活の〈場〉=関係性を生み出し、それが基礎自治体を住民主体の経営へと組み換えていく可能性があるということである。

第5節 生成の動的プロセスとしての社会

このような状況下、私たちが考えなければならないのは、以下のようなことなのではな

いか。旧来の国家を前提として、国内市場つまり国民経済を基本的な枠組みとする構造の中で、政治的な権利を含めた資源分配(それが結果的に経済的な資源分配をもたらす)を、国民と呼ばれる人々が公権力と呼ばれる権力主体に要求する社会のあり方(これはすでにほぼ不可能となっている)から、すでに市場が国家を超え、グローバル化する中で、人々がいわば集合概念である国民としてではなく、個人として市場と直結されながら、国家を媒介とせず、その市場において相互の正義を振りかざして互いに闘争することの自由を強いられる社会ではなく、市場において、相互に承認しつつ、結びつき、新たな「自由」を生成する社会のあり方を、自らの生活の「地場」で構想し、模索することである。このことは、いわば国民としての権利の行使が不可能となった時代において、ホッブズのように自然権を自然法との対立の中に措く¹³⁵のではなく、またロックのように自衛のために自然権と自然法が調和すると考える¹³⁶のでもなく、つまり分配と所有を基本に個人の権利の保障を考えるのではなく、むしろ自然状態であることが相互に高め合いつつ調和することであるような社会を構想し、実現することを私たちに求めているといつてよい。

このことは、次のような問いを私たちに突きつけることとなる。つまり、社会のあり方を、個人を前提とした資源の分配と所有すなわち自由を保障されるための静態的な分配システムすなわち国家として考えるのか、それとも個人を前提としながらも、その個人が自らの自由をつくりだすために、その生成の自由を他者との間で相互に認め合いながら、新たな関係をつくりだし続け、新たな価値を生成し続ける、個人が相互承認関係においてつくりだす対象でありながら、個人が他者との相互関係において価値を生成し続ける〈場〉でもある、いわば関係と価値生成の動的なプロセスとして考えるのかということである。

¹³⁵ トマス・ホッブズ, 水田洋訳, 前掲書。

¹³⁶ ジョン・ロック, 加藤節訳『完訳 統治二論』, 岩波文庫, 2010。

第6節 プロセスとしての〈市場〉

それは、たとえば社会の外側に権力を措定しない一般意志を自然状態として措いたルソーの社会契約説¹³⁷のように、その〈場〉に存在する人々の多元的な対抗性という関係性の中にこそ一般意志に通じる相互に尊重し合う関係を見出し、互いに認め合いながら、新たな生活の価値を生み出し続けることを保障し合い、その関係そのものが〈社会〉として成立するような相互性をつくりだすことの可能性を問うことと重なる。そこでは、権力的な保護から捨てられ、リヴァイアサン以前の自由、しかも自らが普遍と結びつくことで強要される小さな普遍の争いを強制される私たちが、その自由を行使しつつ、新たな相互承認の自由へと組み換え、多元的な対抗性の中に普遍性を見出しつつ、常に新たな価値を生み出し続けながら、自らも変化し続けるダイナミズムをつくりだすことが求められる。私たちにリヴァイアサン以前の闘争としての自由を強制する市場は、資源分配と所有をめぐる闘争を私たちにしかける分配システムとしての市場である。リヴァイアサン以後の私たちの自由を保障する体系としての国家はその市場を組み込み、飼い慣らしたものであり、その意味では分配と所有のための静態的なシステムであったとあってよい。フーコーのいう〈生権力〉はある意味でその最高の形態であった。私たちは、この市場において、欲望を認め合い、所有を承認し合うことで、リヴァイアサンの恣意的な権力行使を抑制する民主国家つまり集合概念としての国民が構成する国家を形成していたのである。ここでは、国家が規範権力として機能することで、人々の共同幻想を強化し、国民が集合概念として成立し、国家への求心力を高めることとなっていた。

これに対して、いまや、市場が国家を超え、国家から放置され、分配システムとしての市場からいわば自然状態としての自由を分配されることで、私たちは、それを分配と所有の

自由から生成と循環の自由へと組み換え、価値の生成プロセスでありながら、価値の生成によってつくられるプロセスでもある〈市場〉である〈社会〉を、その内部につくりだすことができる可能性を手にかけているといえるのではないか。ここでは、つまり、個人と個人との相互関係が価値を生み出すプロセスでありながら、そのプロセスそのものが〈市場〉=〈社会〉であり、かつその〈市場〉=〈社会〉がさらに次の価値を生み出すプロセスとして作用するという、個人と社会とのある種の互酬性が見出されることとなる。自由をつくりだすことの自由を相互に承認する関係に定礎された、人々の生きる場所を基盤とした、新たなコミュニティを構想することができるのである。

第7節 個人：個体から関係態へ

これはまた、規範権力としての国家の溶解とともに共同幻想としての国家が分解していくのではなく、規範権力としての国家が溶解することによって、多元的な対抗性と自由の相互承認とによって新たな承認関係を共同幻想として立ち上げ、その共同幻想が、市場権力が求める闘争つまり市場の暴走を防ぎつつ、新たな価値を生み出すプロセスとしての〈市場〉を構成するような、新たなコミュニティの構想を可能とするといってもよいであろう。

このとき、このコミュニティは、均質性と画一性が支配する平等を原則とする分配のシステムではなく、むしろ多元性と異質性が覆う対抗的な関係性が価値を生み出し続ける生成のプロセスとしてのコミュニティとなる。そこでは、ルソーのいう一般意志を体現した人々が、スピノザ的に多重化し、変化し続けることで、常に生成のあり方を組み換え続けるプロセスとして生まれ出てくることとなる¹³⁸。多元的・対抗的であるが故に普遍的であるという関係性が、常に生まれ出ることによって構成され続けるのである。ここでは、個人と社会との関係すなわちコミュニティは、

¹³⁷ ルソー、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』、岩波文庫、1954。

¹³⁸ スピノザ、畠中尚志訳『エチカ』(上・下)、岩波新書、1951など。

分配と所有をめぐる自由の静態的なシステムではなく、生成と循環をめぐる自由の相互媒介的な動態的なプロセスとしてとらえられる。

このことはまた、個人の存在を個体としてとらえることから関係性としてとらえることを要請する。つまり、個人の存在は、ホップズやロックが想定したような個体としての物質的な存在から、「欲望」という身体性を媒介することで〈市場〉を形成し、その〈市場〉を介して相互に慮るという想像力を開発することで、「欲望」の多元的・対抗的な関係が抗争・闘争(奪いあい・潰しあい=分配をめぐる争い)から表現(高めあい・助け合い=生産・生成をめぐる過剰性)へと展開する〈共〉的なプロセスへと移行するのである。

ここでは、ネグリ=ハートのいうマルチチュードの「欲望」と「愛」の「構成的な権力」が倒立した形で示されることとなる。ネグリ=ハートはマルチチュードの身体性にもとづく「欲望」が規範権力への抵抗を組織し、その構成的(集団的・社会的)な「欲望」の展開すなわち抵抗が規範権力の再生産へと帰着しなくなるとき、そこに規範権力の持つ共同幻想をマルチチュードの「愛」へと組み換えて〈共〉的な過剰性へと移行する自由が形成されるとする¹³⁹。しかし、今日の私たちが置かれた状況は、規範権力が自壊することによって権力からは放置された諸個人が、個性性をもとにした闘争をけしかけられる過程で、むしろその個性性が持つ身体性という普遍性を媒介とした「欲望」に駆動されることで、他者への想像力を生み出し、それを介して、わたしたちが他者と〈共〉にある自己を表現する過剰な自由を承認しあう関係、つまり分配と所有ではなく、生成と共有・循環を生み出す駆動力=過剰性を構成することとなる可能性を示しているのである。つまり、「欲望」が「愛」へと転化するその媒介として生まれる〈共〉的な過剰性として存在することが個人のあり方となるのである。ここでは、個人は

個体ではなく、関係態となる。

第8節 基礎自治体：コミュニティ・ネットワークの結び目

そして、ここにおいて、基礎自治体は、既述のようなコミュニティによって構成されながら、国家とコミュニティの間に介在して、国家的な関与から放置される人々によって構成されつつ、彼らを保護し、自らが変化し続けるコミュニティ・ネットワークの結び目すなわち〈共〉的な構成物として機能せざるを得なくなる。

ここでは、「学び」の概念も変容を迫られる。「学び」とは、知的資源の分配と所有を意味するのではなく、人々が相互の関係性つまり〈社会〉において、相互に影響を与えあい、相互に変容し合いながら、自らの生活を自らの意志で作りだし続けること、そのプロセスそのものが生きるということであり、生きることそのものが〈社会〉であるようなあり方を意味するものとなる。「学び」とは、人が他者と〈共〉に生きる動的なプロセスのことであり、そこで生まれる過剰性の関係つまり〈社会〉のことなのである。そこでは、個人は〈社会〉であることで個人となり、〈社会〉は個人と同値されることで〈社会〉となるような、互酬的な媒介関係がコミュニティとして生成し、このプロセスそのものが人々の「学び」として生まれ出てくることとなる。つまりここでは、個人の存在は、生活の営みという意味において、コミュニティでもあり、〈社会〉でもあるのであり、個人の私的な営みである生活そのものが〈社会〉的な公の営みでもあるという、相互に媒介し合いながら、変化を促し合う〈共〉的な関係が形成される。この関係そのものが「学び」なのであり、それは個人の存在のあり方でありながら、〈社会〉そのもののあり方でもあるのである。個人は、〈関係態〉なのである。

第9節 「学び」=〈社会〉=個人の存在

そして、この「学び」が基礎自治体におけるコミュニティとして、住民の基層自治組織へと再生されるとき、この基層自治組織=コ

¹³⁹ アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート、水嶋一憲・酒井隆史訳『〈帝国〉 - グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003など。

コミュニティは、人々の文化的な結びつきこそが、人々の「欲望」を通じた「愛」の表現として、新たな地域の経済を生成する、既存の市場と併存し、その市場を利用しつつ、自らの独自性を担保し、その独自性の故に他者と多元的対抗的な関係を形成しながら、新たな価値をつくりだし続け、自らも変容し続けていく、価値の生成プロセス、つまり新たな〈市場〉へと展開することとなる。このプロセスとしてのコミュニティが構成するネットワークの結び目が基礎自治体として編成されるのであり、ここにおいて、基礎自治体はコミュニティの成員である人々が文化的に結びつくことによって生成される経済活動の〈場〉つまり〈市場〉すなわち関係性のプロセスとして、自ら生成し続けるものとなる。この〈市場〉がコミュニティを基盤として、常に相互に媒介しつつ、おのずと変成し続けることで、既存の市場と併存するもう一つの〈市場〉の構成が見通されることとなる。いわば、国家を超えた市場の内部にあって、しかもそれは国家の内部にあって、権力を措定しない、価値を創造し続けることを承認しあう自由を認めることで生成され続ける小さな〈市場〉が、多元的かつ対抗的に普遍的に構成されるのである。

ここにおいて、権力は宙づりになり、その普遍性は否定される。権利は権力によって分配されるものであることを終え、人々によって創造され、人々が〈共〉に保障しあう、しかも常に過剰に次のものへと変化し続けるものへとその性格を変えていくことになる。それは、あらゆる規範に対する過剰として表現される、規範権力の再生をもたらすことのない、相互性における過剰な変化つまり存在論的不均衡として表現されるものとなる。

それはまた、言語化による過剰性、つまり理性の過剰として表現されるものと同じである。常に、個体的な存在が、身体的な「欲望」を通して他者に対する想像力を生み出し、そうすることで〈共〉的に存在しあうとき、そこには言語の持つ個体間を媒介する力が作用し、人々自らの身体的な「欲望」を関係性へと意識化する、つまり言語化することで、自

らを〈関係態〉として措定することへとつながっていく。人々は、自らが他者との間で生成する意識化された〈共〉的な存在となるのである。

第10節 飯田市公民館「分館」とは

私たちは、飯田市公民館の「分館」（すなわち住民生活の「地場」が生み出す関係性）にこのような〈社会〉を構成する原理の一端を見出したいと思う。この原理においては、飯田市は〈生権力〉つまり統制・保護の権力としての行政ではなく、コミュニティ相互の結び目にあって、常に自ら住民によって組み換えられ続けることで、コミュニティの網の目を豊かに構成していく循環的で構成的な権力へと変成していく。そして、それは新たな〈市場〉を構成するものでもある。

さらに、権利が人々が〈共〉に、想像力に媒介されて、創造し、保障しあう過剰なものとして生み出されるこの〈市場〉は、たとえば消費者が生産過程に関与しつつ、自らの価値を実体化することで構成する新たな市場経済のあり方¹⁴⁰と通底している。そこでは、価値を実現することの自由が人々相互に承認されつつ、人々がそれぞれに自由に価値を創造しあうことで、価値の〈共〉的な創造が駆動され、新たな〈市場〉が形成されていくことになる。この〈市場〉はその地域の固有のものであり、それが相互にネットワークを形成することで、多元的で豊かな地域経済を生み出し、そこに雇用をつくりだすことへとつながっていく。

ここにノスタルジーは存在しない。

（牧野 篤）

¹⁴⁰ たとえば、筆者がかかわって実践を進めているものづくりプロジェクト MONO-LAB- JAPAN の community-based fabrication のこころみなど。

謝辞

少子高齢化やグローバル化が急速に進行し、経済状況が低迷する中、これまで以上の経済成長は期待できなくなってきた。また、国家や社会全体を一つの単位とし、経済成長とそれを通じた福祉国家を追求するという論理ももはや無理があるように思われる。さらに、「限界集落」「無縁社会」「孤族」「孤独死」などといった言葉にもみられるように、社会の孤立化も進んでおり、ますます生きづらい社会になりつつある。しかし、近年の市町村合併等を通じた広域自治体を指向する状況の下では、これらの問題を解決することは決して容易ではない。そこで、最近日本各地では既存の地縁組織を中心としたコミュニティの改編を含む多様なコミュニティの構築が試みられている。すなわち、多様な社会的課題に対応する中で住民たちが共に学び合う関係をつくることで住民自治の新たなコミュニティを形成し、単に経済的な成長だけではなく、むしろ相互に信頼しあい、助け合う人間関係を回復することによって、社会に新たな「富」や「価値」を創造しようとする動きが起こっているのである。それは、競争や効率の論理ではなく、個性や多様性を尊重し合い、認め合う相互承認関係、お互いが助け合い、分かち合う相互扶助関係が今日強く求められているという証拠でもある。

今回調査させていただいた飯田市は、各地区の住民自治組織を基盤にしなが、学習や文化活動の拠点としての公民館（分館）を中心に住民主導のコミュニティづくりが進められている地域である。飯田市には人口約 10 万人に対し、地区公民館 20 館そしてその分館が 103 館という数多くの公民館が住民の身近に存在しており、またそれらの分館を住民たちが自主的に運営することで、学びや文化活動を通じた地域住民のつながりや絆が長年維持されてきている。簡単には真似できない熟練の技やノウハウで品質の高い商品や味を作り出す伝統ある老舗のように、長い歳月にわたる住民の自治活動及びそれを支える行政との協働によって築き上げられた地域力が、今回の飯田市分館調査においてみられた気がする。

一昨年に続き、今回の調査においても多くの方々に大変お世話になった。まず、分館調査の対象地域で、夜遅い時間までインタビューに快く対応してくださった上郷地域、鼎地区、龍江地区の各分館の皆様、この場を借りて深くお礼を申し上げたい。また箕瀬町三丁目自治会、川路地区、上村下栗地区の方々、そして上久堅地区の地域づくりについて詳しく話してくださった長谷部三弘さんにも感謝の意を表したい。最後に、今回の共同研究のためにすべての調査地域と一緒に回っていただき、また何度も東京大学と飯田市を往復しながら、共に学び議論を重ね合う作業に協力してくださった飯田市公民館及び地区公民館の職員の皆様にも御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

2012 年 6 月 30 日 李 正連

飯田市社会教育調査チーム

東京大学大学院教育学研究科生涯学習基盤経営コース
社会教育学・生涯学習論研究室

<メンバー>

牧野 篤	教授	序章（1～3節）、終章、附論
李 正連	准教授	謝辞
新藤浩伸	専任講師	8章
荻野亮吾	特任助教	1章、5章
馬 麗華 <small>ま れいか</small>	博士課程3年	3章（1、3節）
古壕典洋	博士課程3年	4章、6章
歌川光一	博士課程2年	2章（5節）、3章（2、4～6節）
満 都拉 <small>まん どり</small>	博士課程2年	2章（4節）、7章
中村由香	博士課程1年	序章（4節）、2章（2、6節）、3章（5節）
丁 健 <small>てい けん</small>	博士課程1年	2章（1、3節）
娜仁高娃 <small>なれんかおわ</small>	博士課程1年	3章（4節）

（職位・学年は、2012年3月[執筆当時]現在）

学習基盤社会研究・調査モノグラフ

- このモノグラフは、東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室が不定期に刊行するものです。
- 教育／学習をめぐる社会的な知の配置が大きく転換し、社会のあり方そのものが知を分配し、再配置するシステムから、知を生み出し、かつ組み換え続けることで自ら生成するプロセスへと変成しているように見えます。それは、教育による知の再配置という権力作用が後景に退き、学習による知の生成・再編および参加による社会の組み換えと社会への包摂が前景化することを意味しています。これを、学習という形式／行為によって構成される社会、つまり学習基盤社会と呼びたいと思います。
- このモノグラフは、学習基盤社会をめぐる議論・研究・調査の成果の一端を、単一のテーマにまとめ、時機を逸さずに刊行して、研究交流を促進することを目的としています。集録される内容は、理論研究や調査研究・報告の他、新たな発想や観点・課題意識にもとづく挑戦的／萌芽的試みなど、今後の研究・議論に資するさまざまな成果や素材です。執筆者は私たち研究室の関係者です。
- 活発な議論とご指導をお願いいたします。

自治を支えるダイナミズムと公民館

— 飯田市の公民館分館活動を事例として—

著者 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室

飯田市社会教育調査チーム

編者 牧野 篤・荻野 亮吾・中村 由香

発行 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

電話 03-5841-3974

発行日・2012年7月30日

印刷 よしみ工産株式会社

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-26-1 本郷宮田ビル 3階